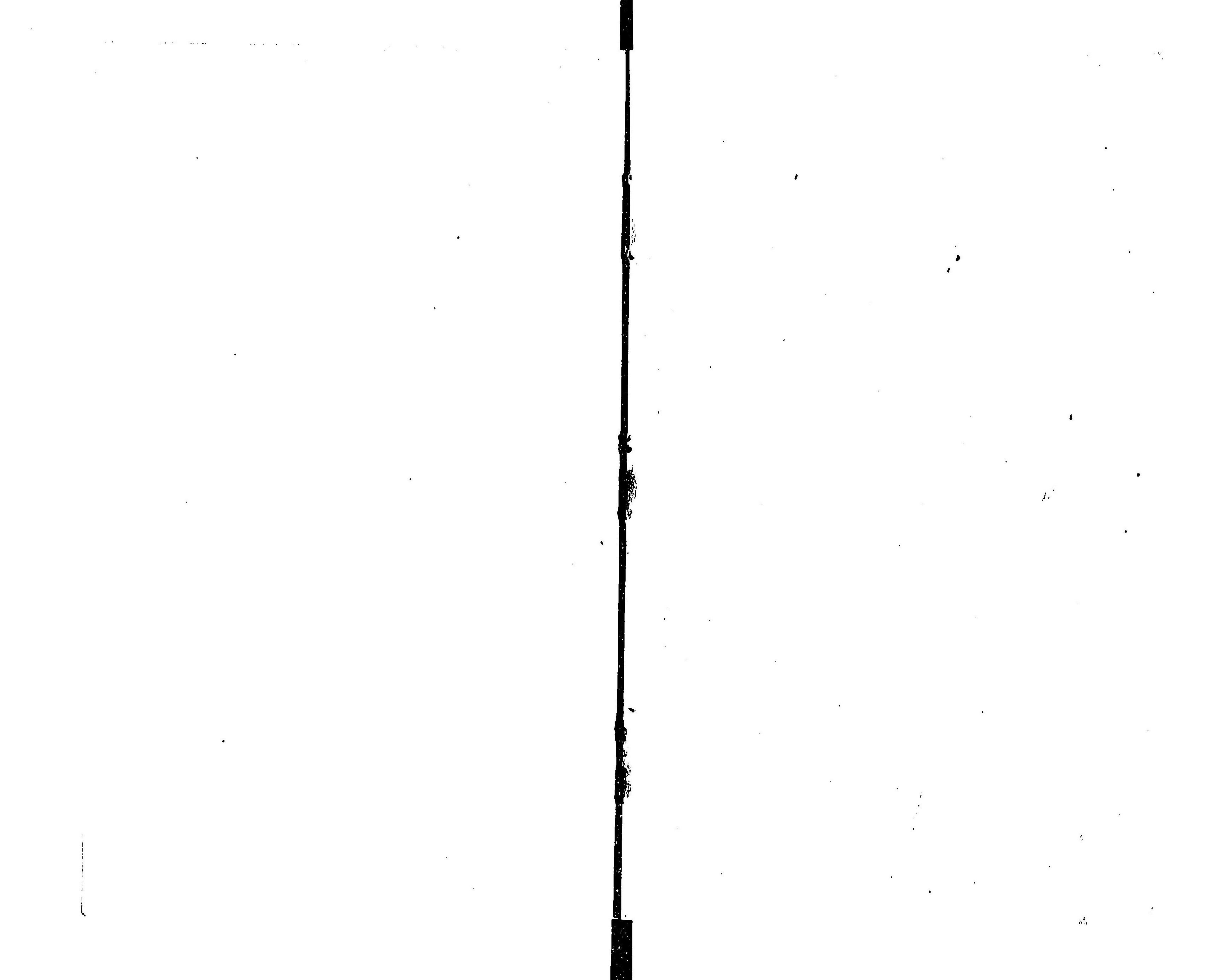


2E

小學校作法書





緒言

一 私立河内郡教育會ハ國定小學修身書ニ準據シタル作法書ヲ編纂シ郡内小學校作法  
 教授ノ統一ヲ圖ランガ爲メ梅村會長ハ余等五名ニ對シ明治三十九年三月二十七日  
 以テ作法編纂ノ事ヲ囑托セラレ

一 各委員ハ三月廿八九兩日河内郡役所内ニ委員會ヲ開キ編纂ニ關スル各般ノ方針ヲ  
 協議シ分擔ヲ定メ而シテ是レヨリ委員各自宅ニ於テ公務ノ餘暇ヲ以テ調査ニ從事  
 シ更ニ四月十七日ヨリ全月廿二日迄復々河内郡役所内ニ相會シ編纂ニ從事シ漸ク  
 脱稿セリ蓋作法書ノ編纂タルヤ固ヨリ容易ノ業ニアラズ而シテ各委員モ亦長ク公  
 務ノ廢スヘカラサルモノアリ且本學年度ヨリ課セラルベキ豫定ナリシヲ以テ充分  
 調査ニ從事スヘキ時日ヲ得ス從テ疎漏杜撰ヲ免レザルハ委員等ノ最モ遺憾トスル  
 所ナリ

一 本作法書ハ各學年ニ於テ修身科ヲ課スルニ當リ其徳目ニ關聯セル作法及其心得ヲ  
 教授スルノ便ニ供スルノ目的ヲ以テ編纂セリ但徳目ニ關聯ナクトモ必用缺クヘカ  
 ラサル作法ト認メシモノハ各學年共適宜ニ斟酌シテ配當セリ

一 教材ハ尋常科第一學年ヨリ高等科第四學年ニ至ルマテスヘテ環狀的ニ配當セリ

一 教材ハ現今ノ世態及ヒ將來ヲ推測シテ小學校ニテ必ス教授セサルヘカラサルモノ  
 ナ蒐集セリ故ニ或ハ規定ノ時間ニ悉ク教授シ能ハサルモノモアルヘク又生活ノ狀



態ト土地ノ狀況トニ因リテハ省略スヘキモノモアルヘシ是レ等ハ教授ニ際シ適宜ニ選擇セラレシメト望ム

一本作法ノ編纂ニ當リ田中縣視學佐藤郡視學ノ二氏ハ屢々出席セラレ懇切ナル指導ト周到ナル注意トヲ與ヘラレタルハ委員等ノ深ク感謝スル所ナリ

明治三十九年四月廿二日

作法調査委員

- 加藤 覺 次 郎
- 齋藤 兼 三 郎
- 黒崎 常 吉
- 入江 熊 三 郎
- 益子 甲子之助

尋  
常  
科  
作  
法

# 尋常科第一學年作法

## 第一 學校

- 一、教室出入の心得
  - い、列中ヲナリテ入ルベシ
  - ろ、押合ハヌルニスベシ
  - は、静シセザルニスベシ
- 二、教職の心得
  - い、(參照 栃木縣訓示第三十號)
  - 授業ノ始終ニ立チテ
  - 明後廿年十月十六日
  - 齋ニ禮ヲナスベシ
- 三、學用品取扱ひ方
  - い、箱ニ丁寧ニ取扱フベシ
  - ろ、汚損セザルニ注意スベシ
- 四、學用品の出入方
  - い、教師ノ指圖ニ從フベシ
  - ろ、静カニ出シ入レヌベシ
- 五、昇降口の心得
  - い、定メラレタル所ヨリ昇降スベシ
  - ろ、履物ハ下駄箱ニ入レ置クベシ
  - は、混雜セザルニスベシ
  - に、下駄箱等ヲ間違ハヌルニスベシ
- 六、便所の心得

尋常科第一學年作法

- い、便所ヲ汚サヌルニスベシ
- ろ、戸ヲ開ケ放レニスベカラズ
- は、手ヲ洗フベシ

## 七、往復の心得

- い、友ガナト仲ヨクスベシ
- ろ、知り合ハル人ニ逢ヒタルトキハ禮ヲナスベシ
- は、道草スベカラズ

## 第二 教師

- 一、教師に應對するべきの心得
  - い、言葉遣ヲ丁寧ニスベシ
  - ろ、問ハレタルトキハハッキリト答フベシ
- 二、席を離れんとするときの心得
  - い、右(左)手ヲアゲテ許シヲ得ベシ
  - ろ、静カニ席ヲハナルベシ

## 第三 姿勢

- 一、教室内の姿勢
  - い、正シク腰ヲカケ上体ヲ真直ニスベシ
  - (腰掛ヲ前ニ引キツメ膝ヲ床ニ置キ膝ヲ直  
角ニ保テテ上体ヲ真直ニスベシ)
  - ろ、手ハ輕ク机上ニ置クベシ
  - (兩手ヲ輕ク握リテ肩巾ト並行ヲ保テテ机ノ

前線ノアタリニ置クベシ 文部省編纂ノ第一  
學年用修身掛圖参照)

二、着座の姿勢

一、行儀正シク座スベシ

(左ノ爪先ヲ右ノ膝ノ上ニ淺クカケテ腰ヲ据  
エ右ノ掌ノ上ニ左ノ掌ヲノセ拇指ヲ輕ク組  
合セテ股ノ上ニ置クベシ)

三、歩行の姿勢

一、頭ノ前ニ傾カザルヨリコシテ上体ヲ真直ニナシ  
且外見セズ元氣ヨク歩ムベシ

四、着物の着方

一、片前下リニナラヌヨリ前ヲ合スベシ  
襟ノヒロガヌヌヨリ注意スベシ  
二、羽織ノ紐ハヨク結ビ置クベシ  
三、釦、コハセ、ナドハ必ス掛ケ置クベシ

五、帯の締方

一、帯ハ必ス後ロニテ結ブベシ  
二、マヲ結ビヨセヌヨリコスベシ  
三、兩端ノ揃フヨリコスベシ

六、帽子襟巻使用上の心得

一、帽子ハ前庇ヲ眉ニ近ク被リテ前後左右ニ傾カザ

ルヨリニスベシ

二、襟巻ヲ用フルトキハ見苦シカラヌヨリヨク巻キ  
付ケ置クベシ

第四 整頓

一、學用品の整頓  
一、自分ノ物ハ自分ニテ始末スベシ  
二、學用品ハ常ニ一定ノ場所ニ置クベシ

二、机内の整頓

一、机内ハヨク整頓シ書物石盤ナドハ定メラレタル  
場所ニ置クベシ

(書物石盤等ヲ置ク場所ハ其校ノ定ムル所ニ  
ヨル)

三、帽子、風呂敷、履物、傘等の整頓

一、氏名ヲ記サル、品物ニハ必ス氏名ヲ記シ置クベ  
シ

二、常ニ定メラレタル場所ニ置クベシ

四、戸障子開閉の心得

一、静カニ開閉スベシ

二、開ケ放シヨセヌヨリコスベシ

第五 時刻を守れ

一、起床の心得

一、朝ハ早ク起クベシ

二、自分ニテ着物ヲ着ルヨリニスベシ

二、就寝の心得

一、夜更シセヌヨリニスベシ  
二、若物帯ナドハ枕元ニ置クヨリコスベシ  
三、静カニ眠リヨクシクベシ

三、昇降の心得

一、授業時間ニ後レヌヨリニ昇校スベシ  
二、朋友ニテ立チテ仲ヨク昇校スベシ  
三、學用品ノ用意ニ氣ヲ付クベシ  
四、不用ノ金錢ハ持參スベカラズ  
五、遅刻セシトキハ其理由ヲノベテ席ヨクシクベシ

第六 勉 強

一、學校に於ける心得  
一、毎日元氣ヨク出席スベシ  
二、病氣ノ外ハナルベシ欠席スベカラズ  
三、家庭に於ける心得  
一、其日ノ課業ヲ父母長上ニ話スベシ  
二、課業ノ復習ヲナスベシ

第七 教室と運動場

一、教室内の心得

二、遊ぶ場所就ての心得

一、親切ニスベシ

二、我儘セヌヨリ遊フベシ

三、花火火弄ナド危キ遊ヒヲナスベカラズ

二、遊ぶ場所就ての心得

一、人と遊ぶときの心得

一、學校ニテ教ヘラレタル遊戯ナトシテ樂シク遊ブ  
ベシ

二、親切ニスベシ

三、我儘セヌヨリ遊フベシ

四、花火火弄ナド危キ遊ヒヲナスベカラズ

二、遊ぶ場所就ての心得

い、禁シラレタル場所ヲ遊フベカラズ  
ろ、馬車人カ車ナドノ往來シケキ場所ニテ遊フベカラズ

は、不潔ノ場所ニテ遊フベカラズ  
に、崖又ハ河津ナドノ危険ノ場所ニテ遊バヌヨ  
スベシ

第一學期末の教材

夏季休業中の心得

い、生水ハ成ルベク飲ムベカラズ  
ろ、炎天ニハ成ルベク蝙蝠傘或ハ帽子ヲ用フベシ  
は、炎天ニハ成ルベク跣足ニテ歩ムベカラズ  
に、寝スルトキハ寝衣ヲ着ベシ  
は、毎朝課業ノ復習ヲナスベシ  
へ、水泳スルトキハ場所ニ注意スベシ  
と、濁水又ハ危険ノ場所ニテ水泳ギスベカラズ

第九

おとうさんとおかあさん

一、父母の命を受けしときの心得  
い、呼バレタルトキハスグ返詞スベシ  
ろ、ヨク言ヒ付ケラレタル通リニスベシ  
二、祖父母に對するときの心得  
い、父母ト同ジク敬フベシ

い、ヨク世話スベシ  
ろ、樂シク遊バヌムベシ  
は、菓子類ナドヲ分ツトキハ仲ヨクベシ

第十二

家庭の樂

一、家族間の心得  
い、一家内ハ常ニ親切ニシテ樂シクラスベシ  
ろ、學校又ハ友人ナドヨリ聞キタル話ナドシテ樂シムベシ

二、下女下男に對する心得

い、過失ナドヲ告ゲ口セヌヨ  
ろ、物ナド買ヒタルトキハ分ナ與フルヨ  
ニスベシ

第十三

友だち

一、友達と遊ぶときの心得  
い、互ニ親切ニスベシ  
ろ、互ニ敬愛スベシ  
は、過ヲ責メ合ハヌヨ  
に、アマリナレアヒテ禮ヲ失ハヌヨ  
は、人ヲ組ヌケコシテ遊バヌヨ  
二、友達の難儀にあひしときの心得  
い、互ニ助ケ合フベシ  
ろ、ナグサムルヨ  
ニスベシ

ろ、其意ニ悖ラヌヨ  
三、自己病中の心得  
い、首ヒ付ケラレタル通リ藥ヲノムベシ  
ろ、飲食物ヲ慎ムベシ  
は、其他スベテ指圖ニ從フベシ

第十

孝行

一、父母に對する心得  
い、父母ニ世話ヲヤカセヌヨ  
ろ、口答セヌヨ  
二、父母病中の心得  
い、アマリ喧ハレクヌベカラズ  
ろ、言ヒ付ケラレタルトキハヨク用ヲナスベシ  
三、教師に對する心得  
い、常ニ教師ヲ敬フベシ  
ろ、教師ノ命ハヨク守ルベシ  
は、教師ニ逢ヒルトキハ禮ヲナスベシ

第十一

兄弟

一、兄弟に對する心得  
い、兄弟ハ敬愛スベシ  
ろ、命ニ從フベシ  
二、弟妹に對する心得

三、友達に過ちありしときの心得  
い、妄リニ告ゲ口スベカラズ  
四、友達より物を貰しときの心得  
い、丁寧ニ頂戴スベシ  
ろ、ありがたうト禮ヲ述フベシ  
は、物ヲ頂戴シタルトキハ其旨ヲ父母ニ述フベシ

第十四

天皇陛下

一、君が代の唱歌を奉唱するときの心得  
い、氣ヲ付ケノ姿勢ヲトルベシ  
ろ、敬意ヲ表スベシ  
二、御眞影を拜するときの心得  
い、衣服容貌ヲ正シクスベシ  
ろ、最敬禮ヲナスベシ  
三、勅語を拜聴するときの心得  
い、頭ヲ垂レ手ヲ兩側ニ置クベシ  
ろ、敬意ヲ表スベシ  
は、一禮シテ後ヲ頭ヲ擧クベシ

第十五

からだ

一、飲食につきての心得  
い、不熟ノ果物ヲ食フベカラズ  
ろ、過食セヌヨ

は、ナルヘク間食スヘカラス

に、湯水ナドハ飲ミ過ギヌヨ一ニスヘン

二、身体を清潔にすること

い、顔手足等ヲ汚サヌヨ一コスヘシ

ろ、モン汚レタルトキハ洗フヘシ

は、髪ヲ亂サヌヨ一ニスヘシ

に、アマリ髪ヲノバサヌヨ一コスヘシ

は、髪ハ時々洗ヒ若クハ洗ヒテ貰フヘシ

へ、爪ハ時々切リテ貰フヘシ

ど、着物履物ナドハ汚サヌヨ一コスヘシ

三、入浴の心得

い、衣服ハ定メノ場所ニ脱グヘシ

ろ、湯槽ニ入ル前ニ手足ナドノ汚レテ洗ヒテ後チ入

ルヘシ

は、身体ヲヨク洗フヘシ

に、手拭ナドハ自カヲ携ヘ行クヘシ

は、湯ヲ散ラヌヘカラス

四、鼻汁をかむ心得

い、鼻汁ハ紙又ハ布片ニテカムヘシ

ろ、紙又ハ布片ハ必ズ用意セラルヘシ

は、人ノ前ニテハ脇ニ向キテカムヘシ

に、手鼻ヲカマヌヨ一コスベシ

第十六 元氣よくあれ

一、起居動作すべて活潑なるべきこと

二、談話應對すべて快潤なるべきこと

第十七 行儀

一、起床就寢の心得 (第五ノ一ヨ加ヘテ)

い、朝起キナバ直チニ顔ヲ洗ヒ父母長上ニ挨拶スヘシ

ろ、就寢ノトキハ父母ニ挨拶スヘシ

二、食事の心得

い、食器ハナルヘク自分コト始末スヘシ

ろ、飯汁ナドヲコボサヌヨ一ニスヘシ

は、食物ノヨレアレワイフヘカラス

三、客のありしどきの心得

い、客ノ來タルトキハ禮ヲナスヘシ

ろ、客ヨリ問ハレトキハ明瞭ニ答フヘシ

は、客ヲ視キ見スヘカラス

に、喧ガシキ振舞ハ慎ムヘシ

第十八

い、人に交るときの心得

い、仲ヨク交ルヘシ

ろ、悪口イハレシコトアリトモ安リニ怒ルヘカラス  
は、無理ヲ仕掛ラレシコトアラバ長上又ハ教師ニ告  
グヘシ

第十九 うそをいふな

一、約束せしどきの心得

い、約束セシコトハ必ズ守ルヘシ

ろ、妄リコ約束スヘカラス

二、火の用心

い、マツナ又ハ火ハ弄ブヘカラス

ろ、花火類ハナルヘク弄フヘカラス

第二十 過をかくすな

一、過ありしどきの心得

い、過アリシトキハカクサズシテ直チニ謝スヘシ

ろ、同シ過チヲ再ヒセサルヨ一心掛クヘシ

第二學期末教材

冬季休業中の心得

い、課業ノ復習ヲナスヘシ

ろ、家事ノ手傳ヲナスヘシ

は、炬燵ノ出入ニ注意スヘシ

第二十一 人の妨げをするな

一、人の妨げをせぬこと

い、人ノ仕事ヲナシ居ル所ニテ遊ブヘカラス  
ろ、書物ヲ讀ミ又ハ字ナドヲカキ居ル人ニ話ヲナス  
ヘカラス

第二十二 自分のものと人のもの

一、人のものに對しての心得

い、手ヲフレ又ハ汚損スヘカラス

ろ、人ノモノ、可否ヲイフヘカラス

二、物品貸借の心得

い、父母又ハ教師ノ許ヲウケヘシ

ろ、借リタルモノハ大切ニ取り扱フヘシ

は、借リタルモノハ時期ヲ過サズ返スヘシ

に、返却スルトキハ禮ヲノブヘシ

は、貸シタルモノハ用ナキニ催促スヘカラス

第二十三 生き物

一、生き物を飼ひしどきの心得

い、イタワリヲ愛護スヘシ

ろ、餌及水ナトヲヨク與フヘシ

は、清潔ニ置クヘシ

二、動物に對する心得

い、無益ニ虫類ナトヲコロスヘカラス

三、植物に對しての心得



い、草木ナトヲ安リニ打ラヌヨ一ニスヘシ  
ろ、花葬ノ類ハ愛護スヘシ

### 第二十四 近所の人

一、近所の人に對しての心得

い、互ニ仲ロクヌヘシ  
ろ、互ニ親切ニスヘシ

は、近所ニ喜ビゴトアルトキハ賀意ヲ表スヘシ  
に、近所ニ憂ヒゴトアルトキハ吊意ヲ表スヘシ

### 第二十五 人に迷惑をかけるな

一、道路河川につきての心得

い、不潔又ハ危険物ヲ投棄スヘカラス  
ろ、スベテ防碍トナルコトヲスヘカラス

二、郵便箱及電信柱等につきての心得

い、キツツケ又ハ樂書ナドスヘカラス  
ろ、電信線ニイタツラヲナスヘカラス

三、社寺公園などに集まりしどきの心得

い、社寺ノ増健ナト汚損スヘカラス  
ろ、樹木等ヲ折ルヘカラス

は、禁止ノ場所ニ入ルヘカラス

### 第二十六 よい子供

一、本學年に於ける総復習

い、ヨイ子供ノ學校ニ於ケル心得  
ろ、ヨイ子供ノ家ニ於ケル心得

は、ヨイ子供ノ人ニ對シテノ心得

### 第三學期末教材

修業證書の受け方

い、證書ノ受ケ方ハ呼ビ出レコ應シテ進ミ出テ渡  
ス人ノ凡三歩前コテ兩足ヲ揃ヘ敬禮シ三歩進ミ  
テ證書ヲ受ケ更ニ三歩退キテ敬禮シ上座ニ廻リ  
テ退クヘシ

ろ、證書ノ持チ方ハ兩手ヲノハレテ指ヲ上コシ  
他ノ四指ヲ下コレテ證書ノ下端ヲ持チテコレテ  
少シ推シ進クヨ一ニスヘシ



## 尋常科第二學年作法

### 第一 親子

一、出入するどきの心得

い、毎朝家ヲ出ツルトキニハ學校ロイッテ参リマス  
トイヘテ禮スヘシ

ろ、學校ヨリ歸リタルトキニハ只今トイヒテ禮スヘシ

三、話をきくどきの心得

い、教師ノ話ヲキクトキハ姿勢ヲ正シクシ眼ヲ教師  
ニシ、ギ注意シテキクヘシ

ろ、長上ノ話ヲキクトキハ姿勢ヲ正シクシテ慎ミテ  
キクヘシ

### 第三 おどろき

一、容姿につきての心得 (参照 第一學年第三、四、五、六  
及第十五、四)

い、着物ヲ綻バシタルトキハ縫ヒテ直フヘシ  
ろ、羽織ノ紐ハアマリ長キモノヲ用フヘカラス  
は、口元ハシマリヨクヌヘシ

### 第四 自分のこと

一、學用品の取扱方 (尋常科第二學年第四、三、三参照)

### 第五 教師

一、途中にての禮の仕方

い、途中コテ教師ニ遇ヒタルトキハ立止リテ帽子ヲ  
脱シ足ヲ揃ヘテ禮ヲナスヘシ

二、教師の命令

い、教師ニ禁セラレタルトキハ直ニ止メ命セラレタ  
ルコト又ハ頼マレタルコトハグツクセメニ直  
ニ行フヘシ

### 第六 としより

二、父母を見送るとき的心得

い、父母長上ノ他出セラル、トキハ戸口マテ送り出  
テ、禮ヲナスヘシ

ろ、父母長上ノ歸宅セラレシトキハ戸口ニ迎ヘテ禮  
ヲナスヘシ

三、學用品の取扱

い、學用品ハ毎朝登校ノ際整ヘ置キ紙石筆其他臨時  
ノ入用品ヲ忘ルヘカラス

ろ、書物帽子等コハ氏名ヲ書キ入レテ直フヘシ

四、所持品の取扱

い、傘辨當ナトコハ氏名ヲ書キ入レ又ハ名札ヲ付ケ  
置クヘシ

ろ、無用ナル弄具類ヲ學校ニ持參スヘカラス

### 第二 おかあさん

一、父母留守中の心得

い、父又ハ母ノ留守中ハ平生ヨリモオトナシクシテ  
他人ノ世話ニナラヌヨ一ニスヘシ

二、乗手の姿勢

い、乗手ノトキハ体ヲ正シクシテ右(左)手ノ掌ヲ教  
師ニ向クテ導クヘシ

一、老人に對する心得

い、祖父母ニハ父母ト同ジク仕フヘシ  
ろ、祖父母ニハ學校ニテ放ヘリタル話ヲナシ又ハ昔  
断ナトヲヤリヘシ  
は、總ヘテ老人ニ對シテハ出來ルコトハ用ヲ足シヤ  
カレシ仕フヘシ

第七 きよーだい

一、兄弟姉妹の心得

い、兄弟ハ常ニ弟妹ヲ親愛スヘシ  
ろ、兄弟ハ常ニ兄ヲ親愛スヘシ  
は、弟妹ハスナホニシテ兄弟ノ言ニ從ヒ其行狀ヲ見  
習フヘシ  
に、兄弟姉妹ハ互ニ仲ヨリシテ家業ヲ手傳フヘシ

第八 たべもの

一、物を買ふときの心得

い、菓子果物ナトヲ買フトキハ兩手ヨテウケテ之  
ヲ戴キアリカタウト禮ヲナスヘシ  
ろ、他家ニテ物ヲ買ヒタルトキハ歸宅ノ後父母ニ見  
セ又ハ話ヌヘシ

二、食事中の心得

い、顔手ナト汚シタルトキハ洗ヒテ後食事ニツクヘ  
シ  
ろ、長幼ノ序ヲ正シクシテ座ニツクヘシ  
は、膳ニ向フトキハ正シク座スヘシ  
に、箸ノ持チ方ニ注意スヘシ  
は、食事中便所ニ行クヨリノコトアルヘカラス  
へ、食事中仲ヒアシビナトスヘカラス  
ど、食後ニハ少シ湯ヲノムヘシ  
ち、食後ニハ口ヲソ、グヘシ

第九 清潔

一、衣服及身体を清潔にすること  
(参照第一學年第十五ノ二)

い、衣服ヲ硯疊士等ニ汚サヌヨリニ注意スヘシ  
ろ、手ヲ洗ヒタルトキ衣服ニテ拭フヨリノコトアル  
ヘカラス

二、便所の心得

い、遊ヒニ紛レス直ニ使用ヲスマヌヘシ  
ろ、休ミ時間中ニ使用ヲスマヌヨリニ注意スヘシ  
は、女児使用ノトキハ兩膝ヲ縮メテナスヨリニ注意  
スヘシ

第十五 正直

一、うそをいふな

い、自分ノ非ヲ飾ランカタメ他人ヲ誹リ又ハイツハ  
リタイフヘカラス  
ろ、遅刻ナト同一ノ事情カサナルトモ決シテ虚言ヲ  
イフヘカラス  
は、已アシトモ又他人ノ怒リヲ招ク恐レアリトモ  
有ノマ、ニ其實ヲ語ルヘシ

二、使をなすときの心得

い、父母長者ヨリ申聞ケラレタル口上ヲ忘レ又ハ誤  
ラヌヨリニ注意スヘシ  
ろ、先方ノ返詞ハヨリコレヲキ、トリテ間違ナク復  
命スヘシ  
は、先方ニ於テ金錢其他物品ヲ貸ヒタルトキハ父母  
長者ニ示スヘシ  
に、手紙其他物品ヲ持チ行クトキハ落サヌヨリニ心  
掛クヘシ

第十一 きまりよくせよ

一、始業の報鈴をきいたるときは  
い、自分ノ並ブマキ順序ヲ忘ルヘカラス  
ろ、押合フヘカラス  
は、他人ノ足ヲフマヌヨリニ注意スヘシ

尋常科第二學年作法

に、足ヲ踏マレタモ泣キ又ハ怒ルヘカラス  
は、他人ノ世話ヲヤクヘカラス  
へ、姿勢ヨリスヘシ

二、教室出入の心得 (参照第一學年第一學校一)

い、前後ノ項ヲアヤマルヘカラス  
ろ、前ノ人ヲ押スヘカラス  
は、前ノ人ノ進ミ遅キ時ハ後ノ人モ之レニ倣フヘシ  
に、外見シテ後ルヘカラス  
へ、口ヲ閉チ居ルヘシ

第十二 ことばづかひ

一、言葉づかひ  
い、友達ヲ呼フニハ必ス誰サント呼フヘシ  
ろ、他人ヲソシリ又ハサゲヌムヘカラス  
は、卑シキ言葉ヲツカハヌヨリニ注意スヘシ  
に、長上ニハ丁寧ナル言葉ヲツカフヘシ  
は、言葉ハ明瞭ニシテ殊ニ語尾ノ曖昧ナラヌヨリニ心掛  
クヘシ

二、物ヲ授受するときの心得

い、他人ノ物品ヲ渡シ又ハ受取ルトキハ兩手ヨテ  
奉ルヘシ  
ろ、教師又ハ友達ヨリ硯水ヲ買フトキハ輕ク禮スヘ  
シ

は、スベテ物ヲ渡サントスルトキハ受クル人ノ受ケ  
ヨキヨロコブスヘシ

第十三 約 束

一、約束(參照第一學年第十九うそをいふな一)

い、兒童仲間ヨリ物品ノ貸借贈與ヲナスヘカラス若  
シ之レヲサントスルトキハ教師又ハ父母ノ許  
シテ受クヘシ

二、室内歩行の心得

い、室内ハ静カニ歩ムヘシ  
ろ、敷居疊ノ縁及ヒ敷物ナドノ端ヲフムヘカラス  
は、通り路ニ物ナドアルトキハ側ニ片付ケルカ又ハ  
傍ニ廻リテ踏ミマタギナドスベカラス  
に、階子段ノ上り下りロハ静カニスルヨ一氣ヲ附ク  
ヘシ

第十四 人のあやまち

一、過の出来たる時の心得

い、友達過チテ己ノ所持品ヲ汚シ又ハ毀ハスコトア  
ルモ之ヲユルヘシ  
ろ、友達過チテ己ノ足ヲ踏ミ又ハ突キアメリタルコ  
トアリトモ之ヲ恕スヘシ

第十五 わるいすゝめ

一、わるいすゝめ  
い、友達ニ悪シキ遊ヒヲ勸メヌヨ一ヨスヘシ  
ろ、友達ヨリ悪シキ遊ヒヲ勸メタル、トモ其仲間ニ  
入ラヌヨ一ヨスヘシ

一、掃除の心得

い、毎朝必スヨリ室内及ヒ庭等ヲ掃除スヘシ  
ろ、掃除スルトキハ障子窓等ヲ開クヘシ  
は、雑巾ハヨクソ、ギテ用フヘシ  
に、隅々マテヨク拭ヒ物アル所ハ之ヲ片付ケテ拭  
スヘシ

第十六 友だち

一、學校往復の心得(參照第一學年第一學校七)

い、毎朝連レ合ヒ助ケ合ヒテ仲ヨクスヘシ  
二、友達をいたはれ

い、友達カ倒レタルトキハ助ケ起シ埃ヲ拂ヒ又泣ク  
時ハ慰メテ勇氣ヲ付ケヤルヘシ  
ろ、友達傘ヲ持テヤルニ雨降リダシタルトキハ都合  
ヨキ處マテ入レ行クヘシ  
は、友達ニ紛失物アリタル時ハ成ルヘク共ニ捜シテ  
ヤルヘシ

第十七 物を粗末にわづかふな

一、物品の取扱方

い、辨當、箱、硯、墨、石筆ノ如キ毀レ易キモノハ特ニ  
丁寧ニ取扱フヘシ  
ろ、書物ノ表紙カ破レ又ハ綴糸ノ切レタルトキハ繕  
ヒテ頁フヘシ又決シテ樂書ナドナスヘカラス  
は、草履下駄ナド大切ニ扱ヒ若シ切レタルトキハ自  
ラ繕ヒテハクヘシ

第十八 あやまち

一、あやまち

い、墨ハ硯ヲヨク見テ静ニ磨リ手本硯筆等ヲ落サ  
ヌヨ一ニ注意スヘシ

二、あやまちありたるどきの心得

い、何事モ平生注意シ若シ過ノ出来タルトキハ姿勢  
ヲ整ヘ言葉ヲ丁寧ニシテ過ヲ謝シ禮ヲナスヘシ

第十九 拾ひ物

一、拾ひ物の心得

い、學校ニテ拾ヒ物シタルトキハ教師ニ届ケ出ツル  
ヨ一ヨスヘシ  
ろ、道路ナドニテ拾ヒ物シタルトキハ警察署又ハ駐

在所ニ届出ツヘシ

は、物ヲ拾ヒタルトキ落シ主ノ知レタルトキハ直ニ  
返スヘシ  
に、拾ヒ物ヲシタルトキ落シ主ヲシキ人アリタルト  
キハ直ニ問合スヘシ

二、拾い物を返されたるどきの心得

い、遺失物ヲ返サレタルトキハ之ヲ受取リテ遺チヌ  
ヘシ

第二十 生き物

一、家畜類を取扱ふ心得

い、犬猫馬豚小鳥ナドヲ飼ヒタルトキハムゴキ取扱  
ヲナスヘカラス

二、花木に對する心得(參照同上三)

い、妄リニ庭園ノ樹木ヲ折リ又道路ノ傍ニアル麥稻  
松杉等コイタツヲヲナスベカラス

第二十一 日の丸の旗

一、國旗の取扱方

い、日ノ丸ノ旗ハ日本國ノ旗ナレバ常ニ大  
切ニ取扱ヒ決シテ踏ミ跨キ等ナスヘカラス  
(附他國ノ國旗ニ對シテモ丁寧ニ取り扱フヘシ)

第二十二 規則

一、規則

い、禁制ノ建札アヲバヨク守ルヘシ  
 ろ、道路ヲアルクコハ左側ヲ通行スヘシ  
 は、教師ノ許シナクシテ門外ニ出ツヘカラス  
 に、休憩時間中教師ノ許可ナクシテ教室ニ出入スヘカラス

第二十三 天皇陛下

一、最敬禮

い、最敬禮ヲナストキハ帽ヲ脱シ体ノ上部ヲ前ニ傾ク頭ヲ垂レ手ヲ膝コアナ敬意ヲ表スルモノトス但女子洋服ヲ着用セタルトキハ帽ヲ脱スルコ及バズ

二、式場の心得

い、儀式中ハ静肅ニスベシ  
 ろ、御眞影ニ對シテハ決シテ不敬ナキヨ―注意スヘシ

三、勅語を拜聴するときの心得

(參照第一學年第十四天皇陛下三)  
 い、勅語ヲ拜聴スルトキハ静肅ニシテ頭ヲ垂レ敬聴スヘシ

第二十四 勇氣

一、勇氣

い、轉ブコトアリトモ泣クヘカラス  
 ろ、人ニ足ヲ踏マレ又ハ打レナドシテ痛クトモガマシシテ泣キ悲シムヘカラス  
 は、少シグライノ寒氣風雨ニ恐ルベカラス

第二十五 勇氣 つゝき

一、勇氣

い、多クノ兒童ノ前ニテ讀ムコト話スコト又ハ書クコトヲ耻チズ言葉ハ明瞭ニ高クスベシ  
 ろ、教師ノ問ニ對シテ耻ツル様子ナキヨ―答フヘシ  
 は、何事モ命コハヨク從ヒ守ルヘシ

第二十六 人に迷惑をかけるな

一、他人の物に對する心得

(參照第一學年第二十二自分)  
 い、友達ノ服物傘ナドヲ手ヲツケ又ハ置キ場所ヲ變フベカラス  
 ろ、道路ニテ遊ヒ又ハ通行スルトキハ馬車人力車自轉車ナドノ通行ヲ妨ゲヌヨ―コスベシ

第二十七 よい子供

一學年に授けたる総復習

い、家庭ニ於ケル心得及作法  
 ろ、學校ニ於ケル心得及作法  
 は、他人ニ對スル心得及作法  
 に、天皇陛下ニ對シテ奉ルトキノ心得  
 (注意 各學期末教材ハ第一學年ニ準シテ授クベキモノトス)

尋常科第三學年作法

第一 天皇陛下

一、天皇 皇后 及皇室に對する心得

(參照第二學年第三十三天皇陛下一及作法補遺)  
 い、我カ國臣民ハ常ニ天皇 皇后 及皇室ヲ敬ヒ奉ルヘシ  
 ろ、天皇 皇后 及皇室ニ關スル談話ヲナストキハヨク心ヲ用ヒテ不敬ノ言語ナキヨ―ニスヘシ  
 は、天皇 皇后 及皇室ノ御肖像ニ對シテハ不敬ナル振舞アルヘカラス  
 に、行幸ヲ拜スルトキハ遙コ御行列ノ先驅ヲミトメテ直ニ道ノ側コカタヨリ謹ミテ拜スヘシ  
 は、御馬車又ハ御馬ヲ見上ケ奉リシトキハ謹ミテ最

尋常科第三學年作法

敬禮ヲ行フヘシ

へ、行幸ヲ拜スルトキハ最トモ靜肅謹慎シテ荷モ咳拂又ハ談笑等ノ振舞アルヘカラス  
 ど、樓上若クハ土手ナド高キ處ニテ拜スルヨ―ノ不敬ノ振舞アルヘカラス

第二 忠義

一、功勞者に對する心得

い、君主ニ對シテ忠義ヲ盡サレシモノ及社會若クハ國家ニ功勞アリシ者ニ對シテハ尊敬スヘシ  
 ろ、此等ノ人ノ肖像墓標頌徳碑又ハ紀念碑等ニ對シテハ常ニ敬意ヲ表スヘシ

第三 祖先

一、墓地墓標墓參等に關する心得

い、墓地ハ手ノ届ク限リ掃除ヲ行ヒ墓碑墓標等ニ對シテハ荷モ不敬ニワタルノ行爲アルヘカラス  
 ろ、死ニ事フルコト生ニ事フルカ如クスベキハ子孫タルモノ、禮ナレハ祖先ノ忌日ニハ墓參ノ禮ヲ缺クヘカラス

二、書物の受け渡し方

い、書物巻物ナドヲ人ニ出スコハ兩手ニテ持チ出テ式ノ如ク字頭ヲ我カ方コ向ケテ靜カコ進ムヘシ

ろ、書物巻物ヲ受ケ取ルトキハ先ツ一禮シテ我カ方  
ヘ引キ寄セ兩手ヲ持テ右側ニ世シヘシ

第四 孝行

一、父母に事ふる心得（参照第一學年第十孝行二三）  
い、父母ノ命令ヲ從フヘシ  
ろ、父母ノ機嫌ヲ伺フヘシ

第五 勤勉

一、貯金の心得  
い、長上ヨリ貰ヒ受ケタル金銭ハ成ルヘシ貯金スル

ローニスヘシ

ろ、貯金ヲナスニハ切手貯金ナドヲヨロシトス  
は、貯金センカ爲メロ金銭ヲネダルヘカラス  
に、貯金ヘ妄リニ引キ出スヘカラス

は、貯金帳帳ハ大切ニ取扱フヘシ

第六 學問

一、師に事ふる心得（参照第二學年第五教師二三）  
い、教師ニ對シテハ常ニ從順ニシテ尊敬ノ意ヲ失フ  
ヘカラス

第七 自營

一、途中歩行の心得  
い、歩行スルトキハヨシ足元ニ注意スヘシ

ろ、懐手スヘカラス

は、金銭其ノ他重要品ハ内懐ニスヘシ

に、道路ニ立小便スヘカラス

は、歩リナカテ物ヲ食フヘカラス

へ、往來止メノ處及ヒ通路ニアラサル處ヲ通り抜ケ  
スヘカラス

第八 忍耐

一、人の前後を通るとき的心得

い、人ノ前ヲ通ルトキハ其ノ人ニ禮スヘシ

ろ、人ト人ト向ヒ合ヒタル間ヲ通ルヘカラス

は、寝テ居ル人又ハ病人ノ側ヲ通ルトキハ静カニ音  
セヌローニ通ルヘシ

第九 勇氣

一、勇氣（参照第二學年第十四ノ一）  
及全第廿五ノ一

第十 物のことにはわてるな

一、仕事をなすとき的心得

い、仕事ヲナストキハ能ク氣ヲ落テ付ケテナスヘシ

ろ、用ヒシ道具ハ必ス始末ヲロクスヘシ

は、仕事ノ終リトキハ其場所ヲロク掃除スヘシ

第十一 難儀をこらへよ

一、使をなす時の心得（参照第二學年第十正直二三）

い、使ハ成ルヘク早ク果スローニ氣ヲ付ケ決シテ途  
中ニテ時ヲ移スローノコトアルヘカラス

二、團扇の進め方

い、右ノ手ニテ柄ヲ持テ其面ヲ左掌ノ面ニ載セテ持  
テ出ツヘシ

ろ、客ノ凡ソ三尺程前ニ座シテ持テ直シ柄ノ方ヲ向  
フコシテ静カニ右ノ手ニテ二三寸押シ進メテ出  
スヘシ

第十二 正直

一、人に物を問はれたるとき的心得

い、人ニ物ヲ問ハレタルトキハ喜ンテ答ヘ決シテ不  
快ノ様子アルヘカラス

ろ、人ニ物ヲ問ハレタルトキハ姿勢ヲ正シテ答フ  
ヘシ

は、人ニ物ヲ問ハレタルトキハ最モ丁寧親切ニシテ  
明瞭ニ答フヘシ假ニモ自慢顔ナドスヘカラス

第十三 心のとがめることをするな

一、留守中の心得

い、父母ヲ尋テ來ル人アラバ相當ノ挨拶ヲスヘシ  
ろ、父母ノ愛玩スル器物等ニハ妄リニ手ヲ觸ルヘカ

ツス

は、留守中ハ遠ク遊ビヨ行クヘカラス

二、火鉢の進め方

い、火鉢ハ清潔ニシテ進ムヘシ

ろ、火鉢ハヒツテニ兩手ヲ掛ケテ持テ出スヘシ

は、火箸ハ客ノ右方ニコトアルローニ立ツヘシ

角形ハ客ノ右ノ方ニ立テカケ丸形ナラバ右方  
ニ立ツヘシ但シ火鉢ハ客ノ左ノ方ニ寄セテ出  
スヘシ

第十四 自慢するな

一、自慢するな

い、自分ノ得意ノコトヲホコリ顔ニ語ルヘカラス  
ろ、衣服ノ美等ヲ誇ルヘカラス

は、財産職業等ヲ誇ルヘカラス

二、客に行きたるとき的心得

い、人ノ家ニ行キマテハ程ヨク定音ヲタテ入口ニ近  
ツキ聲ヲカケテ取次ヲ乞フヘシ

ろ、入口ニ立チテ家ノ内ヲ覗フヘカラス

は、茶菓子等ヲ眺ムルガ如キコトアルヘカラス

に、便所ノ知レサルトキハ案内ヲ乞フヘシ  
は、蹄ラントスルトキハ必ス挨拶ヲ出掛クヘシ

第十五 度量を大きくせよ

一、給仕の心得

い、顔手先及ヒ指ノ爪ナドヲ清潔ニシテ手拭紙ナドヲ懐中ニ用意スヘシ

ろ、膳部ヲ進ムルニハ膳ノ中ホドヨリ少シ手前ヲ持テ飲食物コイキノカ、ヲ又程ニ捧ケテ据ルヘシ

は、盛り替ヘルトキハ食器ヲ盆コウケ碗ノ縁コ手ノ觸レヌヨ―又飯ツブナドノ付カサルヨ―ニ注意スヘシ

に、箸ナトノ落チタルトキハ引替ヘテ進ムヘシ

は、給仕ノ間ハ手ヲ膝ノ上ニ置クヘシ

第十六 健康

一、衛生の心得

い、手足等ニ墨汁又ハ泥ナド付キタルトキハ能ク洗フテ清潔ニスヘシ

ろ、身体ニ垢ヲ付ケ置クハ甚々健康ニ害アレハ入浴ノ際能ク之ヲ洗ヒ取ルヘシ

は、熱ヲスギルモノト冷ニスギルモノトハ衛生ニ害アレバ注意スヘシ

に、不熟ノ果物又ハ腐敗ノ氣味アルモノハ決シテ食フヘカラス假令熟シタル果物ナリトモ多量ニ食

第十九 召使をわはれぬ

一、下女下男に對する心得

い、下女下男ハ他ヨリ來ルモノナレトモ我家ノ手助ケヲナスモノナレバ常ニ家族ノヨ―ニ取扱ヒ決シテ無理ノ使ヒ方ヲナスベカラズ

二、言葉のかけ方受け方

い、人ニ逢ヒタルトキ又ハ別ル、時ハ「御機嫌よう」「御早う」「ごようなら」等ノ言葉ヲ用ヒテ丁寧ニ言フベシ

ろ、言葉ヲ掛ケ合フトキハ成ルヘク温顔ヲ以テスヘシ

は、人ニ呼バレタルトキハ直ニ快キ返事ヲスベシ

に、遠方又ハ物ヲ隔テ、人ヲ呼ブベカラス

第二十 恩を忘れるな

一、舊師舊友に對する心得

い、一度教授ヲ受ケタル先生ニ對シテハ假令遠キ處ニ離レ居ルモ時々機嫌ヲ伺ヒ舊恩ヲ忘レヌヨ―ニスベシ舊友ニ對シテモ時々様子ヲ伺フヨ―ニスベシ

二、進物の進め方

スルハ宜シカラズ

は、波レノタメニ熾邊ナトニ假擬セヌヨ―コスヘシ

第十七 儉約

一、學用品及ヒ己の所持品取扱心得

い、學用品及所持品ハ何レモ皆父兄等ヨリ戴クモノナレバ常ニ注意シテ汚損スヘカラス

ろ、學用品所持品ニハ自己ノ姓名ヲ記入シ置キテ他人ノ品ト見逃ハヌヨ―ニ整ヘ置クヘシ

は、我所持品ハ常ニ一定ノ場所ニ整ヘ置クヘシ

に、我カ所有品カ人ノ爲メニ汚サレ或ハ破ラレタルコトアリトモ妄リニ怒リ罵ルガ如キ振舞アルヘカラス

は、我カ所有品ヲ見失ヒタルコトアリトモ妄リニ人ヲ疑フベカラス

第十八 慈善

一、不幸者に對する心得

い、不具者遺孤者等ハ常ニ愛憫ノ情ヲ以テ接シ出來得ル限リ慈善ヲ行フヘシ

ろ、不具者遺孤者ナラザルモ世ノ薄命者ニ對シテハ等シク同情ヲ寄スベキナリ

い、進物ハ益若クハ毒ニノスベシ

ろ、進物ノトキ用フベキ益風呂敷ノ如キハ總テ清潔ナルモノヲ用フベシ

は、進物ハ其進ムル旨ヲ陳ベテ差出スベシ

に、服紗ヲ用フルトキコアリテハ先ツ風呂敷ヲトキ服紗ヲカケテ差出スベシ

第二十一 友だち

一、友人に對する心得

い、友達ハ互ニ智ヲミガキ行フ善クスル助ケトナルモノナレバ常ニ睦シクスベシ

ろ、如何ニ睦シクシトモ言語暴助ヲ慎ミテ失禮ノナキヨ―ニスベシ

は、友達ニ病氣又ハ悲シムベキコトアリシ時ハ慰メ又喜ハシキコトアリシトキハ喜ビ祝フヘシ

第二十二 人をそねむな

一、人をそねむな

い、美シキ着物ヲ着タル人ヲ見ルモ羨ミソネムベカラズ

ろ、ヨキ品持タルモノヲ見テモソナムベカラス  
は、已レヨリ成績ノ勝レタルモノアリトモソナムベ  
カラス  
に、友達ニ譽レアレバトナソナム心ヲオコスヘカラス

第二十三 禮儀

一、座禮の心得

い、座セル人ニハ必ス座レテ禮スヘシ  
ろ、長上ニ對スル座禮ハ先ツ兩膝ヲ揃ヘテ正シク座  
レ兩手ヲ膝ノ前ニツキ指先ヲ合セ肘ヲ張ラヌ頭  
ヲツマ先キマテ下グベシ此時シリノ上ヲザルヨ  
トニスヘシ  
は、同輩ニ對スル禮ハ前ノ如ク座レ兩手ノ指先ヲ二  
三寸隔テ、膝ノ前ニツキ頭ハ是レヨリ二三寸上  
ケテ禮スヘシ此時ひぢヲ張りしリノ上ヲヌヨ  
トニスヘシ

第二十四 預りもの

一、人に物を預け又は預りたるべきの心得  
い、人ニ物ヲ預ケントスルトキハヨク包ミ或ハヨク  
封シ置クベシ

限リ手輕ノ櫛ヲ架クヘシ  
へ、運動場ニ木金硝子若クハ陶器ノ破片等アリタル  
トキハ拾ヒテ取片付ケ置クヘシ

第二十七 復習

一、本學年に授けたる總復習  
い、家庭ニ於ケル心得  
ろ、學校ニ於ケル心得  
は、他人ニ對スル心得  
に、皇室ニ對スル心得

注意 各學期末教材は第一學年に準じて授くべき  
ものとす

尋常科第四學年作法

第一 大日本帝國

一、皇室に對する心得  
(參照 第二學年第一皇后陛下一)  
い、皇室及御代々ノ御事歴ヲ聴聞スルトキハ謹ミテ  
拜聴スヘシ  
ろ、皇室及皇族ニ對スル說話ヲナストキハ必ス敬語  
ヲ用フヘシ

尋常科第四學年作法

ろ、人ニ預ケントスル品物ニ汚損ノ点ナドアルトキ  
ハ豫ジメテ之ヲ知ラセムベシ  
は、人ヨリ物ヲ預リタルトキハ大切ニ保存スヘシ  
に、預リ物ヲ紛失レタルトキハ之ヲ謝シ場合ニヨリ  
テハ辨償スヘシ

第二十五 近所の人

一、近所の人に對する心得

い、近所ノ人ニ逢ヒタルトキハ相當ノ挨拶スヘシ  
ろ、近所ノ人ニハ何事モ親切ニシ又物事ヲ遠慮スヘ  
シ  
は、妄リニ近所ノ噂ヲナスヘカラス  
に、近所ニ吉凶アルトキハ弔賀シ又ハ手傳ヲナスヘ  
シ

第二十六 公益

一、公共物に對する心得

い、樂書ナド見付ケルトキハ拭フヨトニスヘシ  
ろ、道路ニハ紙屑等ヲ捨ツヘカラス  
は、道路ニ障害物アルトキハ成ルヘシ之ヲ取り除ク  
ヘシ  
に、公園社寺境内ノ花卉ヲ折リ取ルヘカラス  
は、堀溝ナド橋ナド通行ニ不便ナルトキハ出來得ル

は、御旗ニ對シテハ相當ノ敬意ヲ表スヘシ  
(參照 明治廿二年九月宮内省達第十七號)  
に、皇室ノ御紋章ヲ辨ヘ置クヘシ  
は、國旗ハ國ノ代表旗ナレハ鄭重ニ取扱フヘシ  
へ、國歌ハ妄リニ唱ハヌヨト心掛クヘシ

第二 大日本帝國(つゞき)

一、祝祭日に關する心得

い、大祭祝日ニハ必ス軒頭ニ國旗ヲ掲クヘシ  
ろ、大祭祝日ニハ家事ヲ休ミ身分相應ニ祝ノ意及祭  
ノ意ヲ表スヘシ  
は、祝祭ノ當日式場ニ臨マバ萬事指圖ニ從ヒ儀式ノ  
次第ヲ守ルヘシ

二、障子襖開閉の心得

い、障子襖ヲ開カントスルトキハ先ツ引手ノ方ヲ前  
ニシテ斜ニ膝ツキ右ヘ開カントスルトキハ右手  
ヲ下ニツキ左ノ手ヲ横骨若クハ引手ニカケテ二三  
寸程開キテ更ニ左ノ手ヲツキ右ノ手ヲ下ヨリ三  
四寸許リノ處ノ端骨ニカケテ靜ニ開クヘシ左ヘ  
開カントスルトキハ此ノ反對ト心得ヘシ  
ろ、障子襖ヲ閉ツルトキハ開クルトキト同ク膝ヲ  
ツキ右ヘ閉ルニハ右ノ手ヲ下ニツキ左ノ手ヲ障

子若クハ襖ノ端ノ骨ニカケ下ヨリ三四寸許リノ  
處ヲ持チテ静ニ閉テ三四寸殘リタルトキ手ヲ換  
ヘ左手ヲ下ニツキ右手ヲ障子ノ横骨若クハ襖ノ  
引手ニカケテ之ヲ閉ツヘ左ヘ閉ツルトキハ此  
反對ト心得ヘレ

第三 愛 國

一、勤王者に對する心得 (參照第三學年第二忠義一)  
い、國家ニ功勞アリシ人ニハ相當ノ敬意ヲ表シ決シ  
テ無禮ノ振舞アルヘカラス  
ろ、勤王者ノ事蹟ヲ聽聞スルトキハ愛敬ノ念ヲ以テ  
謹聴スヘシ  
は、勤王者ノ墓碑銅像若クハ頌功碑等ニ對シテハ敬  
意ヲ表スヘシ  
に、勳章又ハ褒章ハ戰功若クハ國家ニ功アル人ヲ表  
彰スルモノナレハ佩用者ニハ相當ノ敬意ヲ表ス  
ヘシ

第四 忠 君

一、軍人に對する心得  
い、軍人ハ國家ヲ護ルモノナレハ敬ヒ重シズベシ  
ろ、途上軍隊ニ逢ハシ其通行ノ終ル迄路傍ニ片寄リ  
テ控ユヘシ

は、軍人ニ物ヲ問ハル、時ハ丁寧ニ答フヘシ  
に、軍隊通行ノ際士官又ハ兵卒ノ容貌服裝等ヲ批評  
シ又ハ耳語失笑等ノ振舞アルヘカラス  
は、聯隊旗ニ對シテハ敬意ヲ表スヘシ

第五 忠 君 (つゞき)

一、父母に事ふる心得  
い、父母ヨリ命セラレタルコトハ綜合己レノ好マシ  
事ニテモ必ス之ニ背クヘカラス  
ろ、命ヲ受ケタル後ニ於テ彼レ是レ事ヲ設ケ手間ヲ  
トル如キコトアルヘカラス  
は、遊ビニ出テントスルトキハ其場所及ヒ凡ソノ時  
間ヲ告ゲオシベシ  
に、父母ヨリ物ヲ問ハル、コトアラハ顔色ヲ温ケ首  
葉ヲ丁寧ニスヘシ  
は、足ヲ出シタルマ、又ハ寝轉ビタルマ、物言フハ  
無禮ノ振舞ナリ  
へ、父母疾病ニ罹リタルトキハ萬事ニ氣ヲツケテ看  
護シ室内ヲ奔走シ高聲ヲ發スル等騒々シキ行ヒ  
ハ慎シムヘシ  
と、他所ニ居ル場合ニハ時々父母ノ安否ヲ伺ヒ又ハ  
自分ノ様子ヲ報スヘシ

第六 孝 行

一、人に召使はるゝ身分としての心得  
い、主家ニ對シテハ從順親切ヲ旨トシ一意専心主家  
ノ爲メニ盡スヘシ  
ろ、主家ノ用ハ忽コスベカラズ夜中又ハ雨雪ノ時ナ  
ドモ延バヌヨ一ノコトアルヘカラス  
は、主家ノ買物ヲナストキハ場合ヨリ請取ヲ徵シ  
其勘定ヲ明ニスヘシ  
に、主家ノ密事其他不名譽ニ關スル事ハ口外スベカ  
ラス

二、茶の進め方及び受け方

い、茶ハ必ス蓋コノスルカ又ハ茶托ニ載セテ出スベ  
シ  
ろ、茶ハアマリ多クツグベカラズ  
は、土瓶及急須ハ其口ヲ客ノ右手ニ向ケテ出スヘシ  
に、蓋ニ文字圖畫等アルトキハ後向キニナラヌヨ  
注意スヘシ  
は、茶ヲ受クルトキハ一禮スルヲヨシトス  
へ、茶ヲ受クルトキハ茶托ノトキハ其儘左ノ手ヲ添  
ヘテ受取リ後テ静ニ吞ムヘシ

第七 兄弟姉妹

一、兄弟姉妹相互の心得

(參照第二學年第七き一だい一)

い、弟妹ハ常ニ兄姉ヲ敬愛シヨク從順ニスヘシ  
ろ、兄姉ヨリ命ヲ受ケタルトキハ速ニ其用ヲ辨ズベ  
シ  
は、兄姉ハ弟妹ヲ訓戒スルコトアルモ愛情ヨリ出ツ  
ルモノナレハ之ニコサカラウヨ一ノコトアルヘカ  
ラス  
に、兄姉ハ弟妹ヲ愛シ相當ノ禮儀作法ヲ以テ親和ヲ  
圖ルヘシ  
は、弟妹我カ言葉ニ背クコトアルモ妄リニ叱責スヘ  
カラス  
へ、弟妹ノ力ノ及ハサルコトハ勉メテ之ヲ補助スヘ  
シ  
と、兄弟姉妹間ニ難儀ニ罹リタルモノアルトキハ互  
ニ助け合フヘシ  
二、茶菓子の進め方及び受け方  
い、茶ヲ進メタル後ハ茶菓子ヲ出スヲ普通ノ禮トス  
ろ、茶菓子ハ必ス菓子器ニ盛り蓋ニ載セテ出スヘシ  
は、茶菓子ノ種類ヨリテハ箸或ハ揚子ヲ添フヘシ  
に、茶菓子ヲ受クルトキハ一禮スヘシ



は、茶菓子ヲ載シトキハ右手ニ左手ヲ添ヘテ受取リ

一體スヘシ

第八 共同

一、共同について

い、遊戯掃除番等ニ共同ノ益アルガ如ク一切ノ事情  
ナ共同スルトキハ其利益大ナルモノナレバ常ニ  
共同一致ヲ圖ルヘシ

ろ、一家ノ共同ハ一家ノ和樂ヲ増セ一村ノ共同ハ一  
村ノ幸福繁榮ヲ増スモノト知ルヘシ

は、合同ノ際ハ長短相補助スルコトニ心掛クヘシ

第九 勤 勉

一、修學の心得

い、學校ノ授業時間中ハ餘念ナク勉強スヘシ

ろ、學校ニテ學ビタルコトハ家ニ歸リタル後モ必ス  
復習スヘシ

は、一度覺エタルコトハ忘レサル機心掛クヘシ

二、物事に勉強なるべきこと

い、宿題復習等ハ他人ニ依頼セス自ラ之ヲナスヘシ  
ろ、掃除其他自分ノナスベキ用務ハ骨惜ミヲナスヘ  
カラス

第十 時を重んぜよ

一、時間を守る心得

い、起床就寝食事休憩等ハ規律正クスヘシ

ろ、集會ノ時刻其他約束シタル時刻ハ堅ク守ルヘシ  
は、自分ノ家ニ人ヲ招キタルトキハ其招待セシ時刻  
ニ差支ナキ様コナスヘシ

に、人ヨリ招待ヲ受ケタル時ハ其時間ニ後レサル様  
コスヘシ

は、家業其他ノ業務ニ於テモ時間ヲ定ムルヲヨロシ  
トス

第十一 志をかたくせよ

一、種痘の心得

い、種痘ハ誰人モナスヘシ

ろ、種痘中ハ相當ノ攝生ヲナスヘシ

は、種痘ノ功力ハ二三年ナレバ善感ノ後ナリトモ種  
痘セスレテ可ナリト思フ可ラス

に、種痘ハ年々春秋二期ニ行フモノナレハ其期ニハ  
種痘スヘシ

二、起立の心得

い、座ヲ立ツトキハ先ツ兩手ヲ左右コツキ兩足ヲツ  
マダテ静カコ立ツヘシ

ろ、椅子腰掛ヲ離ル、トキハ先ツ椅子腰掛ヲ静カニ

後ニ引キハナシタルノナ徐ロニ立ツヘシ

第十二 勇 氣

一、看病の心得

い、両親若クハ兄弟等ノ病中ハ能ク看病シ疲レタリ  
トテ粗糲コスヘカラス

ろ、老人小兒等ノ病氣ハ其ノ變化甚シキモノナレハ  
一層注意シテ看護スヘシ

は、病者ニ變狀アラハ直ニ醫師ニ知ラスヘシ

に、病者ニ對シテハ決シテ凶事ノ話ヲナスヘカラス

は、看病中ハ總テ醫師ノ命令ニ従フヘシ

二、進物の受け方

い、進物ヲ受クルトキハ能ク其口上ヲ聞キ推シ戴キ  
テ受取ルヨロコスヘシ

ろ、盆又ハ盃ナドヲ返ストキハ附木ニ葉若クハ白紙  
ニ枚ヲ折リ入レテ厚ク禮ヲ述ヘテ返スヘシ弔問

若クハ夜分ナルトキハ之ヲ省クヲ禮トス

は、進物ノ善悪多少ヲ評スヘカラス

第十三 身体についての心得

一、養生法に關する心得

い、食事ノ后大凡三十分ハ静コシ活潑ナル運動ハナ  
サマルヨロコ注意スヘシ

ろ、激シキ運動后直ニ冷水ヲ浴ビ又ハ飲ムヘカラス  
は、大道露店ノ食物ヲ買ヒ又ハ下等ナル菓子類ハ成  
ルヘシ食スヘカラス

に、皮膚ハ常ニ清潔コスヘシ

は、衣服特ニ下着類ハ常ニ清潔ナルモノヲ用フヘシ

へ、常ニ新鮮ナル空氣ヲ呼吸スルヨロコスヘシ

と、不規律ナル生活ハ總テ避クヘシ

ち、家ノ内外ハ能ク掃除シテ清潔ナラシムヘシ

第十四 智識をみがけ

一、人に物を尋ねるとき的心得

い、人ニ物ヲ尋ヌルトキハ顔色ヲ和ラケ言葉遣ヒヲ  
丁寧ニシテ問フヘシ

ろ、先方ノ答ハ注意シテ聴聞スヘシ

は、込入リタルコトヲ人ニ尋ヌルトキハ能ク其ノ順  
序ヲ考ヘ置クヘシ

に、人ノ文書及ヒ人ノ秘密又ハ人ノ面目ニ關スルコ  
トハ尋ヌヘカラス

は、途上ニテ物ヲ尋ヌルトキハ帽子襟巻等ヲ脱シ一  
禮ノ后静ニ尋ヌヘシ

へ、人ニ物ヲ尋ナタル后ハ丁寧ニ敬禮スヘシ

二、人に物を問はれたるとき的心得

い、人ニ物ヲ問ハレタルトキハ喜ヒテ問ニ應スヘシ  
ろ、人ノ問ニ答フルトキハ丁寧親切ヨシテ明瞭ナル  
ヘシ

は、旅人ヨリ道又ハ宿所等ヲ問ハレタルトキハ親切  
ニ答フヘシ

に、人ノ問ニハ已レノ知ラサルコトハ知ラヌト答ヘ  
知レルコトニモテ自慢顔ニ答フルハヨロシカラ  
ス

は、友人ヨリ欠席中ノ學科ナドヲ問ハレタルトキハ  
丁寧ニ答フヘシ

第十五 迷信を避けよ

一、神社佛閣に對する心得

い、神社佛閣ニ對シテハ至誠敬意ヲ致スヘシ

ろ、神社佛閣ニ詣ラハ帽子襟巻等ハ脱シテ敬禮スヘ  
シ

は、神社佛閣ノ塙壁等ニ戯レ書キ又ハ汚損スヘカ  
ラス

第十六 禮儀

一、來客ありしときの心得

い、來訪者アリテ取次ヲ乞フトキハ速ニ出ツヘシ  
(參照第一學年第十七行儀三)

ろ、來訪者ヲ座敷ニ案内スルトキハ静カニ障子若ク  
ハ襖ヲアケテ入ルヘシ

は、來客中隣室ニテ私語失笑シ若クハ喧嘩ノ振舞ア  
ルヘカラス

に、來客ノ話ヲ漏レ聞キタリトテ人ニ語ルヘカラス  
は、客ニ對スル言辭舉動ハ丁寧ナルヘシ

へ、客ノ歸ルトキハ丁寧ニ挨拶シ客ノ門外ニ出ツル  
マテハ見送ルヲ禮トス

と、客ノ持テ來レル帽子等ノ類ハ手ニ探リテ渡シ履  
物ハ豫メ直シ置クヘシ

二、人を訪問するときの心得

い、人ノ家ヲ訪ハントスルトキハ其ノ時刻ニ注意ス  
ヘシ

ろ、案内ヲ受ケテ座敷ニ通り座ニツキタルトキハ室  
内ヲ見廻シ又ハ隣室ナドヲ覗キ見ルハヨロシカ  
ラス

第十七 人の名譽を重んぜよ

一、人と談話をするときの心得

い、常ニ卑陋ナル言辭方言詭言等ヲ避クヘシ

ろ、談話スルトキ人ニ嘘又ハ呼氣ノカ、ヲヌヨ一  
心

スヘシ

は、虚言大言ハ決シテ語ルヘカラス

に、人ノ過失又ハ秘密ヲ語ルヘカラス

は、多人數ノ席ニ於テ私語シ又故ナク笑フヘカラス

第十八 博愛

一、外國人に對する心得

い、外國人ノ通行スルトキ又ハ買物ヲスルトキナド  
ニツキマツフヘカラス

ろ、外國人ニ應接スルニハ禮儀ヲ正クスヘシ

は、外國人ニ物ヲ尋テラレタルトキハ親切ニ告クヘ  
シ

二、子守の心得

い、子ヲ背負フニハ廣キ布ニテ子ノ臀部ヲ包ムヨ  
ニシテ少シク固ク結ヒ上マシハユルク結フヨ  
一ニヌヘシ

ろ、子ヲ負ヒテハ炎天寒風ノ場所ヲ避クヘシ

は、子ノ歩ルクトキハ危キ所ニ近寄ラレムヘカラス

に、子ノ手ハ強ク引クヘカラス

は、妄リニ飲食物ヲ與フヘカラス

へ、子守ヲナレナガラ已レノ遊ヒニ耽クルヘカラス

と、善カラヌコトヲ子ニ覺エサセヌヨ一ニヌヘシ

ろ、子ヲ驚カシ又ハ叱ルヘカラス

り、子ヲ落サヌヨ一注意スベシ

第十九 公益

一、公共物に對する心得

い、學校、役所、病院其他公共ニ屬スル建物ハ常ニ保  
護スベシ

ろ、公園ノ花木ヲ折リ又ハ出入禁制ノ場所ニ立テ入  
ルヘカラス

は、橋梁若クハ人家ノ塙壁等ニ戯レ書スベカラス

に、共同ノ便所ハ清潔ヲ保タシムルヲ注意スヘシ

に、共同ノ用水ニツキ已レノ便利ヲ占ムヘカラス

第二十 兵役

一、軍旗聯隊に對する心得

い、聯隊ニ對シテハ誠ミテ敬禮スヘシ

ろ、軍隊ノ演習中ナドニ聯隊旗ニ逢ヘハ謹ミテ敬禮  
スベシ

は、軍艦縱觀等ヲ許サレ軍艦ニ入りタルトキ艦橋ニ  
軍艦旗ノ掲ケアルトキハ相當ノ敬禮ヲナスヘシ

(注意 陸軍海軍の諸旗及び軍艦旗等の掲揚方を  
話すべし)

二、入營者及歸郷軍人に對する心得  
 い、入營者ニ對シテハ禮意ヲ表スヘシ  
 ろ、入營者若シハ歸郷軍人送迎ノ際ハ質素ヲ旨トスヘシ

第二十一 納 税

一、納税の心得  
 い、令狀ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク納税スベシ  
 ろ、納税期限ヲ以テ期日トシ考ヘ納税セサルハ宜シカラズ期日ハ其最終ノ日ヲ示シタルモノナリ  
 は、滞納ハ國民トシテ最モ耻ツヘキコトナレハ滞納スベカラズ

二、病氣見舞の心得

い、人ノ病ヲ訪フトキハ先ツ家内ノ人ニツキテ容体ヲ尋テ病人ノ面會セント言フトキハ靜カニ病室ニ入ルヘシ  
 ろ、病人ノ望ミコアラサレハ長居スベカラズ又病人ノ望ミナリトモ附添人ノ注意アルトキハ程ヨク其場ヲ見計ヒテ出ツヘシ

第二十二 教 育

一、恩人に對する心得  
 い、途上コト恩人ニ逢ハ、丁寧ニ禮ヲナスヘシ

ろ、年始寒暑等ノ節ハ訪問シテ起居安否ヲ問フベシ  
 は、恩人ノ遠國ニアルトキハ時々書信ヲ贈リテ安否ヲ問フベシ

第二十三 議員選舉

一、市町村民としての心得  
 い、一己ノ利害ノ爲メニ市町村ノ利害ヲ顧ミザルガ如キコトアル可ラス

二、進物の調製方

い、人ニ物ヲ贈ルトキハ其物品ニ注意スベシ  
 ろ、凡テ包ムベキモノハ成ルベク白紙ニテ包ム水引ニテ結ブベキモノトス  
 は、水引ハ普通赤白ヲ用フヘキモ弔問ノトキハ黑白ヲ用フベキモノトス  
 に、水引ノ掛ケ方ハ赤白ナラバ赤ヲ右ニ黒白ナラバ黒ヲ右ニスベキモノトス  
 は、進物ヲ包ムル紙ノ表紙ハ中央ニ品物ノ名稱或ハ單ニ粗品ナドト書キ其右肩ニ熨斗ヲツケ下部ノ中央ニ氏名ヲ書クベシ

第二十四 法令を重んぜよ

一、乗車中の心得  
 い、流車ニ乗リタルトキハ己ノミ廣ク席ヲ占ム可ラズ

ス

ろ、流車ニ乗ルトキハ鉄道規則ヲ守ルベシ  
 は、列車ノ運轉中ロ出入シ又車内旅客ノ居ルベキ場所ノ外ニ乗ルベカラズ  
 に、密ヨリ種々ノ物品ヲ投棄スベカラズ  
 は、乗車中ハ靜コシテ人ノ妨害トナル振舞ヲナスベカラズ  
 へ、下車スルトキハ荷物ヲ取り落サヌヨシ注意スベシ

第二十五 人は萬物の長

一、動物に對する心得  
 (參照第一學年第十三生動物一、三)  
 い、動物ヲ使役スルニハ能クイタハルベシ  
 ろ、禽獸虫魚ト雖モ安リニ殺害スルハ宜シカラズ  
 は、保護鳥若シハ益虫ハ保護スベシ

第二十六 男の務女の務

一、卒業後の心得  
 い、勅語ノ御旨趣ヲ服膺スベシ  
 ろ、益々進ムヲ學術ヲ修ムベシ  
 は、節約ヲ重シムベシ  
 に、國法ヲ遵守スベシ

は、租税兵役ノ義務ハ果スコトニ務ムベシ

へ、身體ヲ愛護スベシ

と、校恩ヲ忘ルベカラズ

第二十七 よい日本人

一、本學年に於ける總復習

い、家庭ニ於ケル心得

ろ、他人ニ對スル心得

は、社會國家ニ對スル心得

に、皇室ニ對スル心得

(注意 各學期末教材は第一學年に準じて授くベシ)



高等科作法

# 高等科第一學年作法

## 第一課 天皇陛下

### 一、行幸行啓を拜するときの心得

(尋常科第三學年第一ノ一及全第四學年第一ノ一参照)

い、行幸行啓ヲ拜スルニハ樓上又ハ高キ所ヨリ拜スベカラス

ろ、通御ノ際ニハ咳バライダニナスベカラス

は、陛下ノ萬歳ヲ祝シ奉ルベキ場合又ハ唱歌ヲ要スル場合ヨハ恭シク之レヲ行フベシ

### 二、行在所に對する心得

い、行在所ノ前ヲ通行スルトキハ敬意ヲ表スベシ

### 三、途中皇族に對する心得

い、途中皇族ニ對シテハ道ノ傍ニ立テ止リ帽ヲ脱シテ最敬禮スベシ

## 第二課 北白川宮能久親王

### 一、神社佛間に對する心得

(尋常科第四學年第十五ノ一参照)

## 高等科第一學年作法

## 第三課 身を立てよ

### 一、主人に對する心得

い、人ノ家ニ召シ使ハル、モノハ正直ヲ旨トシ常ニ勤勞ヲ厭ハズ能ク主人ヲ敬ヒテカダゲヒナク事ヲベシ

ろ、主人ニ物ヲ命ゼラレタルトキハ快ク其ノ事ヲ辨ズベシ

は、暇アル時ハ讀ミ書キ算術針仕事ナリ男女共ニ其ノ身ノ爲メニナルコトヲ務ムベシ

に、奉公ハ辛抱スルヲ肝要トス

は、主人ニ呼バレタルトキハ直ニ返事シテ其前ニ至リ跪キテ命ヲ受クベシ

### 二、他人の間に答ふときの心得

い、他人ヨリ物事ヲ問ハレタルトキハ明瞭ナル言葉ニテ成ルベク簡單ニ事ノ要領ヲ陳ズベシ

## 第四課 職業に勉勵せよ

### 一、職業に對する心得

い、已レノ従事スル職業ハ誠實ニ勉ムベシ  
ろ、職務ハ公ノ仕事ナレバ他クマテ正義公道ヨリ

二、給仕の心得

(尋常科第三學年第十五ノ一參照)

い、客ノ飲食スル間ニ安リコ物ヲ云フベカラス  
ろ、客ノ飲食スル様ヲ見ツムベカラス  
は、客ニ飲食ヲ強ユベカラス  
に、食事終ラバ静ニ膳ヲ引クベシ  
は、膳ヲ引キ終ラバ新タニ茶ヲ出シ揚枝ヲ進ムベシ

第五課 皇室を尊べ

一、皇室に對する尊稱

い、天皇、太皇、太后、皇太后、皇后ノ敬稱ハ陛下トス  
皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王ノ敬稱ハ殿下トス  
皇族ト稱スルハ太皇、太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王ヲイフ  
皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマデ男ヲ親王女ヲ内親王

第八課 仁と勇

一、恩人に對する心得

(尋常科第四學年第二十二ノ一參照)

い、恩人ニ對シテハ無沙汰ヲセヌ機心懸ケ年始暑寒及ヒ其家ノ吉凶等ニ必ス訪問シ火災水難等ノ折ニハ成ルベク早ク見舞ヒテ出來ル丈ケノ手傳ヲナスベシ  
ろ、遠方ノ恩人ニ對シテハ屢々手紙又ハ便リヲ送リテ安否ヲ問フベシ

第九課 義侠心

一、依頼に應ずるとき的心得

い、不正ナル事我が力ニ叶ヘ難キコトナドハ請合フベカラス  
ろ、頼ニ應シタルコトハ親切ニ取扱フベシ  
は、一旦請合ヒタル事ハ成ルヘシ早ク果スベシ  
に、人ニ傳言ヲ頼マレ又ハ手紙物品等ノ届ケ方ヲ頼マレタルトキハ間違ハヌ様ニ氣ヲ付シヘシ  
は、老人又ハ小兒等ノ同道ヲ頼マレタルトキハ親切ニ世話スベシ

トシ五世以下男ヲ王、女ヲ女王トス

ろ、皇室トハ天皇天皇ノ御家ヲイヒ皇族トハ天皇ノ御一族ヲイフ

第六課 進取の氣象

一、金錢の受渡し方

い、金錢ヲ受渡シタルトキハ双方共ニ能ク勘定スベシ  
ろ、金錢ヲ受取タルトキハ請取證ヲ渡スベシ請取證ニハ金高ニ應シテ印紙ヲ貼用スベシ  
に、一旦金錢ヲ受取リタル後ハ程ヘテ勘定ノ不足ヲ言フヘ宜シカラズ

第七課 正直は成功の基

一、約束の心得

い、約束ニ違フトキハ一人ノ違約ノ爲メニ相手又ハ他人ノ人々ニ迷惑ヲ掛クルコトアルモノナレハ必ず履行スベシ  
ろ、約束ノ時間ニ後ル、ハ相手又ハ多人數ニ無用ノ隙ヲ費サシメ隨テ實際ニモ損得ニモ大ナル影響ヲ及ボスモノナレハ必ず注意スベキコトナリ

第十課 誠實

一、他人の物品に對する心得

い、他人ノ品ハ無断ニテ使用スヘカラス  
ろ、他人ノ品ニ安リコト手ヲ觸ルベカラス  
は、他人ノ品ヲ安リニ批評スベカラス  
に、安リニ人ノ品ヲホレガルヘカラス  
は、他人ノ品物ヲ過テ汚損シタルトキハ其次第ヲ述ヘテワフベシ

第十一課 志を堅くせよ

一、時變に處する心得

い、火災水難等不意ニ事ノ起リタル時ハ心ヲ沈メ狼狽スベカラス  
ろ、女子ハ殊ニ物ニ驚キ易キ性ナレバカ、ル變事起リタルトキハ一層心ヲ沈ムル様心掛クベシ  
は、變事起リタルトキハ徐コ之ヲ處シ安リコト人ニ依頼スヘカラス

第十二課 儉約

一、貯金の心得

第十四課 孝行

一、父母に對する心得

(尋常科第一學年第十七ノ一及全第四學年第五ノ一參照)

第十五課 禮儀

一、服裝につきての心得

い、着物ハ襟ヲ正シク合セ片衿コナラヌ様ニシテ帶ハアマリコキビシクシメズ解ケヌ程ニ後ニテ結ブベシ

ろ、袴ハ前後ヲ揃ヘテ穿テ袴腰ヲ帶ノ結ビ目ノ上ニ正シク當ツヘシ

は、帽子ハ正シク被リ足袋ハこはせノ外ツレヌ様ニ掛クヘシ

に、立派ナル若物ヲ着ルヲ要セズ垢ツカサルヲヨシトス

は、父母ヨリ與ヘラレタル若類ハ喜ンデ着ルヘシ

へ、洋服ヲ着シタルトキハばたんヲ掛ケ襟飾ナドノ曲ラヌ様ニ注意スベシ

二、食事の心得

い、金錢ハ成ルベク節約シテ貯フヘシ

ろ、無益ノ物ヲ買ハズシテ貯金ニ廻ス様心懸クヘシ

は、廢物ヲ利用シテ貯金スル様コスヘシ

第十三課 産業を興せよ

一、掃除の心得

い、毎朝家ノ内外ヲ清潔ニ掃除スヘシ

ろ、家内ヲ掃除スルコトハ戸障子及ヒ窓ヲ開キ戸障子鴨居、天井、等ヲ能ク拂ヒ家ノ隅々ハ特ニ注意シテ掃除スヘシ

は、塵芥ハ一定ノ場所ニ捨テ掃除道具ハ一定ノ場所ニ置クヘシ

に、茶碗、硝子カケ又ハいばら、からたち等ノ如キ人ノ足ヲ傷ンヘキモノハ之ヲ拾ヒ取リテ捨ツヘシ

二、家業を手傳ふ心得

い、朝夕些少ノ事ナリトモ家事ニ手傳フヘシ

ろ、日曜日等コトハ勉メテ家業ヲ見習フヘシ

い、食物ハ能ク噛ミ碎キテノミ下スベシ急キテ食フベカラス

ろ、膳部ノ位置ヲ正シク身掛ノ見苦シカラヌ様ニスベシ

は、食事スルトキハ箸音ヲ立テ又ハ移リ箸ナドヌヘカラス

に、汁物ナドヲ吸フトキハ成ルヘク音ノ立タヌ様ニスヘシ

は、飯汁ナドノ盛替ヲ乞フトキハ輕々シク出スヘカラス

へ、食物ハスベテコボスヘカラス

ど、箸ノ取り様コトハ種々惡癖アルモノナレハ能ク注意スベシ

ち、目上ノ人ト飲食スルトキハ目上ノ人ノ箸トリタル后ニ箸トルベシ

り、食事ノ間ニ不潔不快ノ話ヲナスヘカラス

三、漁車汽船に乗りたるごとの心得

(尋常科第四學年第二十四ノ一參照)

第十六課 習慣

高等科第一學年作法

第十七課 よき習慣を造る工夫

一、姿勢に就ての心得  
(尋常科第一學年第三ノ一、二、三參照)

一、よき習慣

い、朝ハ早ク起キ直ニ若物ヲ着替ヘ夜具ヲ疊ミ一定ノ場所ニ收ムヘシ

ろ、朝起キナハ直ニ口嗽キ顔ヲ洗ヒ髪ヲ梳リテ父母長上ニ挨拶スヘシ

は、睡眠就食ノ時間ハ成ルヘク一定シ置クヘシ

に、學校昇降ノ時間等定メ置クヘシ

へ、自分ノ品ハ總テ自分コト整頓スヘシ

へ、規則規約等ハ能ク守ル様ニスヘシ

第十八課 自立自營

一、家業に對する心得

(尋常科第四學年第十八ノ二參照)

い、曲體ノ話ヲナシ又ハ巡查等ヲ恐レシムヘカラス  
ろ、妄リコ戯言ヲ吐キ又欺カヌ様ニスヘシ  
は、有毒ノ草花等ヲ持タシムヘカラス  
に、子供ノ眠リタル處ヲ急ニ起スヘカラス

第十九課 規律正しくあれ

一、時間を守る心得

(尋常科第四學年第十ノ一參照)

第二十課 公益

一、公益に關する心得

(尋常科第一學年第二十五ノ一、二、三) 及全第四學年第十九ノ一參照

い、自宅ニ近キ道路ニ塵埃ノ立ツトキハ水ヲ撒シヘシ  
ろ、自宅ニ近キ道路ニ雪積リテ通行コ不便ナルトキハ之ヲ拂フヘシ  
は、川又ハ道路ニ塵芥ヲ捨ツヘカラス  
に、電信電話線ノ近傍コテ風ヲ揚クヘカラス  
は、道路ニ遊戯シテ通行ヲ妨シヘカラス  
へ、道路ハ左側ヲ通行シ又歩行中啖唾ナドスルヲ注

耐スヘシ

は、授業中ハ大小便ヲモ成ルヘク忍耐スヘシ

第二十四課 生き物をあはれめ

一、動植物に對する心得

(尋常科第一學年第二十三ノ一、二、三) 及全第二學年第二十ノ一、二參照

二、退出の作法

い、厚ク禮ヲ述ベテ坐ヲ立テ玄関ニ出テ更ニ一禮シタル後帽子手袋外套ナドヲ着用スヘシ  
ろ、歸ルトキハ携帶品ヲ忘ルヘカラス

第二十五課 親切

一、召使に對する心得

(尋常科第一學年第十二ノ二及全第三學年第十九ノ一參照)

二、貧賤不具癡疾の人に對する心得

(尋常科第三學年第十八ノ一參照)

い、貧窮人トテ輕侮スル様ノコトアルヘカラス  
ろ、不具癡疾ヨリ悲シキハナシサレハ斯ノ如キ人ニ

高等科第二學年作法

意スベシ

第二十一課 公益 (ついで)

一、品物を人に預け又は預りたるときの心得

(尋常科第三學年第二十四ノ一參照)

第二十二課 勤勞

一、勤勞

(尋常科第四學年第九ノ一、二參照)

い、掃除當番者ハ忠實ニカムヘシ  
ろ、風雨等ノタメニ妄リコ學校ヲ缺席スヘカラス  
は、復習ヲ怠ラヌ様心掛クヘシ  
に、家事ノ手傳ハ大抵一定シアルモノナレハ平生之カ勤務ヲ怠ルヘカラス

第二十三課 忍耐

一、忍耐

ハ成ルヘシ親切コスヘシ

第二十六課 博愛

一、看病の心得

(尋常科第四學年第十二ノ一參照)

い、家ニ病人アルトキハ物靜カコスヘシ  
ろ、藥取リニ行キタルトキハ能ク病人ノ容体ヲ述べ藥ノ用法等ヲ承ハリ病人ニモ便宜申聞ク置クヘシ  
は、飲食物ハ害コナラヌ限リ病人ノ嗜好スルモノヲ調ヘ與フヘシ又時刻等ヲ違ヘヌ様ニスヘシ  
に、病室ハ時々空氣ヲ入レ換ヘ又採光ニモ注意スヘシ  
は、病人ノ心ヲ慰ムルヲ主トスヘシ  
へ、病人ノ見舞コハ成ルヘク飲食物ノ贈答ヲ省クヘシ  
と、近火地震不時ノ災難アル場合コハ殊ニ患者ニ危害ノ罹ラヌ様心スヘシ

第二十七課 祝日祭日

一、祝日祭日の心得



(尋常科第四學年第二ノ一参照)

### 二、吉凶の禮

- い、吉禮ニハ喜悅ノ意ヲ表シ凶禮ニハ憂愁ノ意ヲ表ハスヘシ
- ろ、吉禮ニハ不吉不祥ナルコトヲ語ルヘカラス凶禮ニハ愉快ナル世間話ヲナスヘカラス
- は、人ニ慶セラレ又ハ吊ハレタル場合ニハ其ノ厚意ニ對シ相當ノ挨拶ヲナスヘシ

#### 第二十八課 復習

### 一、本學年の總復習

- い、皇室に對する心得
- ろ、善良なる習慣を造る心得
- は、公共物に對する心得

(注意各學期末教材は尋常科第一學年に準して授くべきものなり)



## 高等科第二學年作法

### 第一課 家庭

#### 一、家庭團圓の樂

- い、朝夕の起臥食事ノ際ナドニ能ク弟妹ヲイタハリ混雜セサル様注意スヘシ
- ろ、己レノ好マサル用事ヲ命セラル、コトアルモ厭惡スルコトナク其用事ヲ果スヘシ

#### 二、始業の合圖を聴きたるとき的心得

(尋常科第二學年第十一ノ一参照)

#### 三、規律を守れ

(尋常科第二學年第二十二ノ一参照)

- い、机内ノ用具ハ一定ノ場所ニ整頓スヘシ
- ろ、机内ノ用具ヲ出シ入レスルトキハ整頓ヲ亂スヘカラス
- は、自宅ニテモ用具ハ常に整頓シ置クヘシ
- に、無用ノ金錢物品ヲ携帯スヘカラス
- は、妄リニ物品ヲ授受交換スヘカラス

### 第二課 主人と召使

#### 一、召使に對する心得

(尋常科第一學年第十二ノ二及全第三學年第十九ノ一参照)

- い、召使ハ自己ノ都合上ヨリ苛酷ナル取扱ヲナススヘシ
- ロ一注意スヘシ

#### 二、召使となりたるべき心得

(尋常科第四學年第六ノ一参照)

- い、召使ノ身分ノ者ハ主人ノ命ニ從ヒ苟ニモ陰口ナドヲ云フヘカラス又人ノ器物ヲ毀損セヌヨ一用心スヘシ
- 若シ過失アリタルトキハ誠テ謝罪スヘシ

### 三、容姿

(第一學年第十五課ノ一参照)

- い、衣服ハ正シク着帶又ハ羽織ノ紐ハ必ス結ブヘシ
- ろ、しつゝノぼたんハ留メ置クヘシ、又衣服等ニ綻ビノ出来タルトキハ直ニ縫ヒテ貰フヘシ
- は、女兒ハ常ニ髪ヲ亂サヌヨ一注意スヘシ又自分ノ衣服ニ綻ビノ出来タルトキハ勿論弟妹ノ衣服ノ

#### 綻ビナドハ縫ヒテ貰フヘシ

に、寒暑ノ堪ヘ難キ時ナリトモ見苦ルキ風休ヲナスヘカラス

### 第三課 德行

#### 一、墳墓に對する心得

(尋常科第三學年第三ノ一参照)

- い、墳墓ハ己レノ知ルト否ヲサルトニ拘ハラヌ敬意ヲ表スヘシ
- 又有徳者ノ墓所ニ對シテハ特別ニ禮拜スヘシ

#### 二、非禮につきての心得

- い、非禮ノ場コトハ靜肅ニスヘシ
- ろ、非儀ニ際シテ見送リヲナストキハ決シテ世間話ナドヲナスヘカラス
- は、會非ノ前後ニ人ノ家ニ立寄ルヨ一ノコトハ避クヘシ

### 第四課 朋友

#### 一、朋友に對する心得

(尋常科第三學年第二十一ノ一参照)

い、友達ニ對シテハ隘口又ハ告口ナドヲナスヘカラス  
ろ、友達間ニ喧嘩ノ出来タルトキハ仲裁ヲナスヘシ  
は、友達ノ忠告ハ謹ミテ受シヘシ

第五課 度量

一、度量

い、已レ足ヲ踏マレ又ハ衝キ當タラレ或ハ書物器械  
ナドヲ汚サル、コトアリトモ之ヲ恕スヘシ  
ろ、已レテからかフ人又ハ側ニ耳語スル人アリトモ  
怒リ或ハ邪推スヘカラス  
は、已レノ敬禮ニ對シ答禮セサル人又ハ已レヲ批評  
スル人アリトモ怒ルヘカラス

第六課 迷信

一、迷信

い、狐狸ナドノ怪物ノ話ナドコ信テ置クヘカラス  
ろ、病氣ニ罹リシトキハ醫藥ヲ受ケスシテ祈禱者ノ  
カニノニ依頼セサルヨ―ニスヘシ  
は、謂ハレナキ神佛ヲ信心スヘカラス

二、禮儀

(尋常科第三學年第二十三ノ一参照)

い、人ニ物品ヲ授受スルトキハ言語動作等ニ注意ス  
ヘシ  
ろ、友人間ト雖モ不敬ノ言語アルヘカラス  
は、人ノ談話ヲ聞クトキハあくびヲナスヘカラス若  
シ止ムヲ得スあくびセントスルトキハ下口向キ  
口ヲ覆ヒ口ヲ開カヌヨ―ニ靜カニナスヘシ

第七課 勇氣

一、勇氣

い、人ト競争スルトキ失敗スルモ心ヲ挫クヘカラス  
ろ、失敗スルモ負惜ミヲ言フヘカラス  
は、身劣ノ手段ニテ勝ダントスルハ宜シカラス  
に、暗夜ニ兩便ニ行キ又夜中使コ出ツルモ妄リニ怖  
ルヘカラス  
は、禮責處罰ヲ恐レテ過失ヲ隠シ又ハ偽ルヘカラス

第八課 勇氣 (つゞき)

一、言葉遣の心得

(尋常科第二學年第十二ノ一参照)

い、言語ハ簡單明瞭ナルヘシ

ろ、卑シキ言葉ヲ遣フヘカラス  
は、他人ヲ誹リ又ハ輕蔑スル如キ言葉ヲ遣フヘカラス

第九課 自立自營

一、自治の力

い、寢具等ノ出入レハ自分ニナスヘシ  
ろ、何事モ自分ニナスヨ―ニスヘシ

第十課 忍耐

一、忍耐

(第一學年第二十三課ノ一参照)

い、學科ノ成績不長ナルモ自暴自棄ノ心ヲ起スヘカ  
ラス  
ろ、能ク忍耐シテ喧嘩口論ナトナスヘカラス  
は、一旦着手セシコトハ必ス成功ヲ期スヘシ

第十一課 勉學

一、勤勞

(尋常科第四學年第九ノ一、二参照)

い、學校ノ掃除當番ハ喜ヒテ忠實ニ力ムヘシ

ろ、朝夕戸ノ開閉らんハ掃除雜巾掛室内ノ掃除食後  
ノ茶碗鍋釜等ヲ洗ヒ家中ノ手傳ヲナスヘシ  
は、父母ヨリ命セラルタル仕事ハ不平ノ色ナク喜ヒ  
ヲナスヘシ

第十二課 勉學 (つゞき)

一、勉學

い、學校ハ風雨寒暑又ハ遊樂ノタメ缺席スヘカラス  
ろ、朝寢道草等ヲナシテ遅刻スヘカラス  
は、課業中ハ熱心ニ教授ヲ受クヘシ  
に、已レノ知レルコトハ知ラヌ友ニ親切ニ教フヘシ  
は、學ヒタル事ハ毎夕復習スヘシ  
へ、成績物ノ添削ヲ受ケタル部分ハ能ク注意スヘシ

第十三課 正直

一、正直

(尋常科第二學年第十五ノ一参照)

い、勝負ヲ決スル遊戯タリトモ不正ノ行爲ヲナスヘ  
カラス  
ろ、一時已レノ利益トナルコトアルモ虚言スヘカラス

は、喧嘩ノ理由ヲ聞カレタルトキハ已レノ非ヲ飾ラ  
ンカタメニ他人ヲノ、シリ又ハ事實ヲ偽ルヘカ  
ラス

に、課業ヲ受クルトキニ當リ出來サルコトヲ出來タ  
ラレク飾ルヘカラス  
は、人ノ見ヌ所ニテモ惡シキコトハナスヘカラス

第十四課 同情

一、動物取扱の心得

い、妄リニ蟬、蜻蛉、小鳥、魚類、等ヲ捕ヘ之ヲ虐待ス  
ヘカラス

ろ、犬ヲ噛ミ合セ又犬猫ナドヲ玩フヘカラス

二、博愛

(第一學年第二十五課ノ二参照)

い、貧困ニシテ病メルモノ又ハ不具者等ハ憐ムヘシ  
決シテ嘲笑輕蔑等ノ振舞アルヘカラス

三、約束

(第一學年第七課ノ一参照)

い、父母ノ承諾ヲ待ツヘキモノヲ獨斷ニテ約束スヘ  
カラス

第十五課 人身の自由

一、人身の自由

い、年少兒童又ハ弱キ者ヲ奴隸視スヘカラス  
ろ、子守又ハ僕婢ナトロモ充分ノ自由ヲ與フヘシ  
は、已レノ便利ノタメニ其ノ人ノ迷惑ヲモ考ヘス  
テ妄リニ使役スヘカラス

に、他人ニ奴隸視セラレサル様注意スヘシ

第十六課 慈善

一、慈善

(尋常科第二學年第十六ノ二参照)

い、已レノ既ニ用ヒ終リタル不用ノ書物ナトハ書物  
ナクシテ就學ヲ得サル兒童アヲハ給與又ハ貸與  
スヘシ

第十七課 天皇陛下 一

一、式場の心得

(尋常科第二學年第二十三ノ三参照)

い、式場ニ入ラントスル前ニハ使用ヲスマン服裝ヲ  
整フベシ

ろ、序列ヲ正シ指揮ニ從ヒ静カコ入ルベシ

は、式場ニ入りタル後チハ静肅ニシテ謹慎ナルベシ  
に、祝詞又ハ訓諭ナドヲキクトキハ謙ミテキキ若シ  
長キコ直ルモ喧ハガシキ振舞アルベカラス  
は、式中ハスベテ指圖ニ從フベシ

第十八課 天皇陛下 二

一、皇室に對する心得

(尋常科第三學年第一ノ一及  
全四學年第一ノ一参照)

一、身体を清潔にする心得

第十九課 天皇陛下 三

(尋常科第一學年第十五ノ二参照)

第二十課 公民の心得

一、公民の心得

(尋常科第四學年第二十一ノ一参照)

い、市町村ノ公民ハ其市町村ヲ自カラ治ムルモノナ  
ルコトヲ知り居ルヘシ

ろ、市町村ノ公民ハ規定ニヨリテ其市町村ノ議員若  
シハ名譽職トナルコトヲ得ルモノナリ

高等科第二學年作法

公民の心得

一、公益

い、筆又ハ鉛筆ヲナメルヘカラス  
ろ、唾唾ハ唾盂ニ吐クヘシ  
は、食物ハ能ク咀嚼シテ食スヘシ  
に、運動ヲ怠ルヘカラス  
は、間食ヲ慎ムヘシ  
へ、熱セサル果物新鮮ナラザル物又ハ不消化ノ物ナ  
ドヲ食スヘカラス

と、朝早く庭園又ハ野外ヲ散歩スベシ

第二十二課 公益

一、公益

(尋常科第四學年第十九ノ一及  
第一學年第二十一ノ一参照)

い、名譽職若シハ議員ニ選ハレタルモノハ其市町村  
ノ利益ヲハカルベシ  
に、公民ハ權利ヲ放棄シ又ハ義務ヲ果サザルベカラ  
ス

第二十一課 公衆衛生

一、衛生の心得

(尋常科第四學年第十三ノ一参照)

い、筆又ハ鉛筆ヲナメルヘカラス  
ろ、唾唾ハ唾盂ニ吐クヘシ  
は、食物ハ能ク咀嚼シテ食スヘシ  
に、運動ヲ怠ルヘカラス  
は、間食ヲ慎ムヘシ  
へ、熱セサル果物新鮮ナラザル物又ハ不消化ノ物ナ  
ドヲ食スヘカラス

と、朝早く庭園又ハ野外ヲ散歩スベシ

い、運動場ニ木片硝子陶器ノ破片等アリシトキハ片付ケ置クベシ

ろ、教室又ハ運動場ニ紙屑ノ落チアルトキハ掃除當番ナラサルモ拾ヒテ定メノ場所ニ置クベシ

は、公園又ハ路傍ノ花弁ヲ折ルベカラズ

に、鉄道又ハ其他ノ軌道ノ附近ニテ遊ヒ又ハ妨害トナルヨリノコトヲナスベカラズ

第二十三課 産業を興せよ

一、所持品に對する心得

い、自分ノ所持品ハ大切ニスベシ

ろ、書籍帳簿ナドニ樂書スベカラズ

は、書籍ノ表紙カ破レ又ハ綴糸ノ切レタルトキハ繕フベシ

に、辨當箱硯傘ノ如キ毀レ易キモノハ特ニ丁寧ニ取扱フベシ

は、紙其他ノ學用品ヲ浪費スベカラズ

第二十四課 産業に工夫を凝らせ

一、銀行會社等を設立せしむるの心得

い、銀行會社等ハ重ニ多人數合同ニテ設立スルモノ

多クレバ設立者ハ互ニ保護ヲ重ニスベシ

ろ、規約ハ互ニ堅ク守ルベシ

は、株金拂込メノ期限ニハ遅滞セザルヨリニスベシ

に、株券ヲ交付セラレタルトキハ丁寧ニ保存スベシ

は、自己ノ關係セサル銀行會社ハ傷クルヨリノ振舞アルベカラズ

第二十五課 職業

一、過失

い、書キ方圖畫ナドヲナストキ他人ノ視手本等ヲ落サスヨリ注意スベシ

ろ、墨ヲスルトキハ静ニスリテ他ノ品物ヲ汚サスヨリ注意スベシ

は、運算ヲ終リテ時間ニアマリアラバ檢算ヲナスベシ

に、筆記類ハ自ラ檢閲シテ脱字誤字等ノナキヨリ注意スベシ

は、學用品又ハ臨時ノ入用品ヲ忘ルベカラズ

へ、所持品又ハ履物ナドヲ間違ヘザルヨリ注意スベシ

第二十六課 儉 倅

に、國家に對する心得

(注意各學期末教材は尋常第一學年に準して授くるものとす)



高等科第三學年作法

第一課 家庭

一、家庭に於ける心得

い、家庭ニアリテハ常ニ一家ノ親和ヲ計リ勉メテ和氣ヲ保ツベシ

ろ、家族ハ互ニ長幼ノ度ヲ重シテ常ニ老人長者ヲ尊敬スベシ

は、一家内ノ名譽ニ關スル事ハ口外セザルヨリニスベシ

に、家名ヲ重シ自己一人ノ爲メニ煩ヲ家人ニ及ボサスヨリニスベシ

は、一家ノ戸主タルモノハ家庭ヲ保護スル義務アルモノナレバ勉メテ和樂ヲ謀リ一家ノ幸福ト娛樂

一、儉 倅

い、答案ヲ書クトキナドニ他人ノヲ見テ直スカ如キコトアルベカラズ

ろ、自分ノ力ヲ爲シ能ハザルコトヲ爲シテ萬一ノ成果ヲ望ムベカラズ

第二十七課 國民の務

一、良き習慣

(第一學年第十七課ノ一参照)

い、定マリタル時間ニ起臥スベシ

ろ、勤務ヲ客ミ無精ナルベカラズ

は、今日ノ事ヲ明日ニ延バヌベカラズ

に、爲スヘキ仕事ハ快クナスベシ

は、悪キコト、知リタルトキハ直ニ止ムベシ

へ、善キコト、心付キタルトキハ直ニ行フベシ

第二十八課 よき日本人

一、本學年間の總復習

い、自己に對する心得

ろ、他人に對する心得

は、皇室に對する心得

トヲ親レベシ

へ、家族ハ共同シテ家産ヲ保持シ常ニ儉約ヲ守ルベシ

第二課 孝行

一、養父母に對する心得

い、養父母ハ父母ト全ジク奉養スベシ  
ろ、養父母ノ外ニ養育ノ恩ヲ受ケシ人アラバ父母ニ事フルト全ジ心ヲ以テ事フベシ  
は、養子又ハ嫁婿トナリテ他家ニ入りタルモノハ其家ノ父母ニ孝養ヲ盡スベシ  
に、養父母病アルトキハ殊ニ心力ヲ盡シテ看護スベシ

第三課 友愛

一、義兄弟に對する心得

い、義兄弟ニ對シテモ又骨肉ヲ分ナタル兄弟ト全ジク友愛ノ情ヲ以テ交ルベシ  
ろ、義兄弟間ニ吉凶禍福アラバ互ニ其喜憂ヲ分ツベシ  
は、義兄弟間ニ過失アルトキハ其方法ヲ盡シテ諫ム

ベシ

に、義兄弟遊方ニアルトキハ時々音信ヲ通シテ其安否ヲ問フベシ

第四課 祖先

一、祭祀墓參の心得

い、先祖代々及ヒ家人ノ祭日ヲ忘ルベカラズ  
ろ、祭日忌日ヨハ家ノ内外ヲ清潔ニシ身ヲ慎ミ身分相應ノ祭典供養ヲナスベシ  
は、墓所ハ常ニ掃除シテ清潔ナラシムベシ  
に、神棚及ヒ佛壇ハ常ニ清潔ナラシムベシ  
は、神棚ヘハ供物ヲ供ヘテ禮拜スベシ  
へ、四季ノ初物或ハ臨時ノ珍ラシキモノハ佛前ニ供ヘテ後食スベシ

第五課 親族

一、吉凶不幸の禮

い、親族其他知人ノ家ニ婚禮出産新築其他慶賀スベキコトアルトキハ必ス祝意ヲ表スベシ  
ろ、祝物ヲ受ケル時ハ明ニ帳簿ニ記シ置クベシ

第八課 朋友

一、人を諫め又は諫を受くる時の心得

い、人ヲ諫ムルトキハ言辭動作ヲ慎ミ誠意ヲ以テ忠告スベシ  
ろ、人ヲ諫メテ用エラレザラントスルモ決シテ怨ミ憤ルベカラズ  
は、人ノ諫ヲ受クルトキハ虚心ニ之ヲ聞キ又ハ決シテ憤ルコトアルベカラズ  
に、人ヨリ諫ヲ受ケル時ハ其好意ヲ謝スベシ  
は、人ヲ諫メ又ハ諫ヲ受クルコト身分ノ高下年齢ノ多少ヲ論ズベカラズ

第九課 近所の人

一、近所の人に對する心得

い、近所ノ人ニハ朝夕相當ノ挨拶ヲナシ學友ハ互ニ誘ヒ合フベシ  
ろ、近所ノ幼者又ハ老人ニハ相當ノ扶助ヲナシ與フベシ  
は、隣人ニ對シテハ何事モ親切ニシテ苟モコモ自慢ノ振舞アルベカラズ

は、人ヨリ祝詞若クハ祝儀物ヲ受ケタルトキハ亦返禮スベキモノトス  
に、親戚知人間ニ火難水災等ノ不幸アリシトキハ速ニ見舞若クハ物品ヲ贈ルベシ

第六課 主人と奴婢

一、取次の心得

い、來訪者アルトキハ速ニ出テ迎ヘ水ヲ入口ニ立テシムルカ如キハ禮ニアラス  
ろ、來訪者ノ取次ヲナスコトハ腕キテ挨拶シ言葉ヲ丁寧ニスベシ知ラヌ人ナラバ姓名ヲ問フベシ名刺ヲ受ケタルトキハ直ニ取次グヨリニスベシ

第七課 社會

一、交際に關する心得

い、人ト交際スルニハ其人ノ善惡適否ヲ見テ交ルベシ  
ろ、人ニ交ルニハ禮儀ヲ重シムベシ  
は、人ト交ルニハ禮讓ヲ以テスベシ  
に、人ト交ルニハ社會ノ秩序制裁ヲ重シムベシ

に、隣家ニ病人不幸者アラバ憂惧ノ意ヲ表スヘシ  
は、近隣ハ共同和樂シテ一家ノ如ク交際スベシ

### 第十課 他人の身体

#### 一、公衆衛生の心得

い、家内又ハ隣家ニ傳染病者若クハ類似ノ患者アリ  
シ時ハ早ク醫師ヲ迎ヘ診察ヲ乞フベシ  
ろ、傳染病ハ隠蔽スルコトナク相當ノ手續ヲナスベ  
は、常ニ清潔法ヲ執行シ傳染病等流行スルトキハ消  
毒法ヲモ實施スベシ  
に、病室ニ汚染シタルモノ若クハ汚染ノ虞アルモノ  
ハ遺棄又ハ洗滌スベカラズ  
は、道路若クハ河川ニ不潔物ヲ投棄スベカラズ

### 第十一課 他人の財産

#### 一、他人の品物に對する心得

(第一學年第十課ノ一參照)

### 第十二課 他人の自由

#### 一、應接の心得

い、來訪者ハ成ルベク上座ニ進メ自分ハ下座ニツク  
ベシ

ろ、來訪者ニハ夏ハ冷シク冬ハ暖ナル様注意スベシ  
は、時分至ラバ食事ヲ進ムベシ同輩ナラバ全ジ席ニ  
テ自分モ食スベシ

に、來訪者ニ窮屈ナラシメズ懇話ヲ遂ゲルハ主  
人ノ役目ナリ

は、差支アルトキハ懇ロニ其理由ヲ述ブベシ

### 第十三課 他人の名譽

#### 一、他人の名譽に關する心得

い、他人ノ名譽ハ之ヲ發揚シ決シテ毀損スベカラズ  
ろ、人ノ過失ヲ知り居ルモ妄リニ吹聴スベカラズ

#### 二、忌服の心得

い、忌服中ハ哀悼ノ情ヲ表シテ謹慎スベシ  
ろ、止ムヲ得サル外ハ外出スベカラズ又官途ニ就ケ  
ル人ハ上官ノ命ヲ待ツベシ

は、女中ハ忌服中殊ニ衣服調度ニ注意シテ質素ニス  
ベシ

(注意 忌服期ノ要項國喪皇室ノ御仮裝等は投

くるを要す)

### 第十四課 謝 恩

#### 一、恩人に對する心得

(尋常科第四學年第二十二ノ一參照)

い、恩人ノ吉凶禍福ハ之カ慶弔ヲ忘ルヘカラス  
ろ、恩人ノ名ハ之ヲ子孫ニ傳ヘテ忘レザラシムベシ

### 第十五課 正 直

#### 一、物品貸借の心得

(尋常科第三學年第十二ノ一參照)

い、物品ハ成ルタテ貸借セサルヲヨシトス  
ろ、物品ノ又貸ヲナスヘカラス  
は、他人ヨリ申出テラレタルトキハ成ルヘク貸シ與  
フヨ―ニスヘシ

に、入用ノ日ノ知レ居ル物品ヲ貸ストキハ豫メ時日  
ヲ定メテ貸スヘシ  
は、貸與品ヲ汚損セラレタリトテ不快ヲ感ズベカラ  
ス

### 第十六課 約 束

高等科第三學年作法

#### 一、時間を守る心得

(尋常科第四學年第十ノ一參照)

い、親戚朋友恩人ノ間ニ死亡者アラハ速ニ赴キ弔  
意ヲ表スベシ

ろ、供物ヲ贈ラントスルトキハ能ク其種類及ヒ調製  
ニ注意スヘシ

は、葬式中ハ殊ニ談笑諧謔ヲ謹ムヘシ

に、焼香ハ棺前三尺許ノ處ニ立チ一拜シテ進ミ出テ  
又一拜シテ右手ニ香ヲ捻リテ二回香爐ニ燻ベ丁  
寧ニ禮拜シ後靜ニ退クベシ立會ノ儀アラバ其方  
ニモ一寸會釋スベシ

は、會葬ノ前後ニ人ノ家ニ立チ寄り或ハ遊覽場ニ入  
ルヘカラス

### 第十七課 度 量

#### 一、朋友に對する心得

(尋常科參照)

い、朋友ハ善友ト惡友トアルモノナレハ正直ニシテ  
親切ナルヲ擇フヘシ

ろ、能ク父兄教師ノ命ヲ守リ勉強ナルモノヲ撰フヘ

は、朋友ニ交ルニハ信義ヲ重シ親切ヲ主トスヘシ  
に、朋友ノ難義ハ互ニ救助スベシ  
は、朋友ニ過失アラハ懇ニ忠告スヘシ  
へ、朋友トノ約束ハ決シテ背クヘカラス  
と、朋友ニ忠告セラレタルトキハ善ク従フヘシ

第十八課 親切

一、老人幼者に對する心得  
い、老幼者ニ對シテハ何事モ親切ヲ旨トスヘシ  
ろ、途中老人ニ遇ハ、道ヲ譲ルヘシ  
は、老人途中ニテ危難ニ逢ハントスルヲ知ラハ直ニ  
救フヘシ  
に、老人ヲ笑ヒ又惡戯ヲ加フル等ノコトアルヘカラス  
は、幼者ハ之ヲ保護シ不慮ノ事變アラハ力ヲ盡シテ  
救助スヘシ  
へ、幼者ヲ欺キ又ハハツカシムル等ノコトアルヘカ  
ラス

第十九課 慈愛

一、不具者に對する心得

い、不具者ハ之ヲ憐ミ親切ヲ盡スヘシ  
ろ、不具者ノ難ヲ見ハ直ニ之ヲ救フヘシ  
は、不具者ニ逢フコトアラハ親切ニ世話スヘシ  
に、不具者ヲ輕蔑スル如キ行為アルヘカラス  
は、職務ノ爲メ若クハ公益上ノ爲メニ不具トナリシ  
モノハ特ニ同情ヲ表スヘシ

第二十課 正義と仁慈

一、人を救助することに付ての心得  
い、人ヲ救助スル場合ハ先ツ救助スベキヤ否ヤヲ考  
フヘシ  
ろ、貧民ノ子弟ハ之ヲ保護スルヨリニスヘシ  
は、人ヲ救助スルコトハ身分相應コナスヘシ  
に、人ヲ救助スルコト報酬ヲ望ムヘカラス  
は、天災地變等ニカ、リシ同胞ハ互ニ救助スヘシ  
へ、義捐金等ノ募集アリシ時ハ能ク事實ヲ取調ル  
後ニ相應ノ義捐ヲナスヘシ  
と、人ヲ救助シタリトテ他ニ吹聴スヘカラス

第二十一課 公衆

一、集會場にあるときの心得

い、集會ノ席ニ於テハ集會ノ規則ヲ遵守スヘシ  
ろ、集會ノ席ニ於テハ決議シタルコトハ快ク服従シ不  
平ガマシキ振舞アルヘカラス  
は、集會ノ席ニ於テ他人ノ名譽ニ關スルコトヲ述ブ  
ヘカラス

に、集會ノ席ニ於テハ互ニ私語失笑ヲナスヘカラス  
は、集會ノ席ニ於テ親友知人ニ逢フモ躰暴ニ禮意ヲ  
表シ或ハ高聲ニ其姓名ヲ呼フヘカラス  
へ、退散スルトキハ我がナク先ヲ爭フテ混雜スルヨ  
リノコトヲナスヘカラス

第二十二課 社會の秩序

一、風紀に關する心得  
い、野卑ナル言語ヲ使用シ又ハ疎野ナル衣服ハ成ル  
ヘク着用スベカラス  
ろ、賭博ニ類スル遊戯ハ避クヘシ  
は、外國人ニ對シテ耻ツヘキ行為ヲ避クヘシ  
に、露店ノ妨害トナル行為ハナスヘカラス  
は、風俗ヲ亂ス等ノ流行歌ハ唱フヘカラス

第二十三課 社會の進歩

高等科第三學年作法

一、町村に對する心得

い、町村長助役吏員及ヒ議員ハ我町村ヲ安寧ニ維持  
シ利益幸福ヲ増進セント謀ルモノナレハ其勞ヲ  
謝シ厚ク待遇スヘシ  
ろ、學校道路堤防其他町村ノ公益事業ニ對シテハ私  
情ヲ挾マズ誠意ヲ以テ從事スヘシ  
は、夜學青年會ナトハ其町村ノ一致團結ヲ厚ク其  
功果多キモノナレハ熱心之ニ當ルヘシ  
に、水害火災等ノ難アラハ消防ニ盡カスヘシ  
は、傳染病發生ノ場合ハ之ガ全滅ニ從事スベシ  
へ、町村ノ安寧ヲ維持スヘキ職責ハ決シテ懈怠スヘ  
カラス

第二十四課 外國人

一、外國人に對する心得  
い、外國人モ内國人ト全ク正義公道ヲ以テ交ルヘ  
シ  
ろ、外國人ニ故ナシ金錢物品ヲ賈ヒ其奴隸トナルカ  
如キ行アルヘカラス  
は、外國風ニ心醉ノ余リ我國古來ノ美風ヲ失フカ如

キ行ヒアルヘカラス  
に、外國人若シ無禮ノ行爲アリシ時ハ其理由ヲ正シ  
テ釋カニ掛ケ合フヘシ

第二十五課 自己

一、自己に對する心得

い、自己ノ行爲ヲ慎ミ品位ヲ高ムヘシ  
ろ、身体ノ振養ヲ重シ健全ヲ護ルベシ  
は、自己一身ニ負フ義務ハ必ス果スコトヲ務ムヘシ  
に、常ニ善良ナル習慣ヲ作ルコトヲ務ムヘシ  
は、常ニ我儘ヲ増長サセスシテ己レニ克ツノ心ヲ發  
フヘシ

へ、能ク萬事ヲ勤勉ナル習慣ヲ作ルヘシ

第二十六課 身体

一、衛生に就ての心得

い、人生第一ノ至寶ハ身体ノ健全ニアリト思フヘシ  
ろ、日々ノ課業時間ハ規則正シクナスヘシ  
は、身体ハ日々沐浴シテ清潔ナラシムヘシ  
に、飲料水ハ成ルヘシ沸騰シタルモノヲ用フヘシ  
は、常ニ適度ノ運動ニ注意スヘシ

へ、室内空氣ノ流通ニ注意シ常ニ新鮮ナラシムヘシ

第二十七課 身体 (ついで)

一、衛生に就ての心得

い、暴飲暴食ハ身体ヲ破ル基ナレハ慎ムヘシ  
ろ、身体ノ愛護厚キニ過クルハ精力ヲ薄弱ニシ氣力  
ヲ柔弱ナラシムルコトアレハ適度ヲ守ルヘシ  
は、早起早眠ハ身ノ健全ヲ守ル基ト知ルヘシ  
に、人ノ群集スル場所ヘハ成ルヘク立寄ルヘカラス  
は、流行病ノアルトキハ河水ヲ飲ミ又ハ使用スベカ  
ラズ

第二十八課 身体 (ついで)

一、本學年に於ける總復習

い、家庭に於ける心得  
ろ、社會に對する心得  
は、個人としての心得

(注意 各學期末教材は尋常第一學年に準じて  
授くるものとす)

高等科第四學年作法

第一課 智識

一、遊學中の心得

い、遊學中ハ品行ヲ慎ミ只管勉強ニ余念ナカルヘシ  
ろ、復習及豫習ヲ怠ルヘカラス  
は、善友ヲ友トシ惡友ヲ避クヘシ  
に、學費ハ成ルベシ節約スベシ  
は、父母ノ安否ヲ問ヒ又自己ノ様子ヲ報スベシ  
へ、衛生ニ注意シ身体ノ健康ヲ保ツベシ  
と、成功ヲ急クヘカラス

第二課 勇氣

一、平生の注意

い、對手ニ強キモノアリトモ落膽シ又ハ恐ルヘカラス  
ろ、失敗スルトモ挫折スルトナク更ニ心ヲ奮起ス  
ヘシ  
は、優柔不斷ニ流ル、ハ勇氣ノ乏シキヨルモノナ  
レハ注意スヘシ

高等科第四學年作法

に、隨責過失處罰ヲ怖レテ過失ヲ隠シ又ハ事實ヲ  
詐ルヘカラス

二、節義者に對する心得

い、忠臣義子等ノ行爲ハ人ノ手本トスヘキコト多ク  
レハ常ニ之ニ習ハンコトヲ心掛クヘシ  
ろ、忠臣義士節婦孝子等ニ對シテハ勉メテ敬愛ノ意  
ヲ表スヘシ  
は、忠臣義士等ノ墳墓ノアル所ヲ過ルトキハ相當ノ  
敬意ヲ表スヘシ

第三課 忍耐

一、忍耐

い、着手セシコトハ必ス成功ヲ期スヘシ  
ろ、學科ノ成績不良ナリトモ自暴自棄スベカラス  
は、喧嘩口論ハ成ルヘク避クヘシ  
に、寒暑ニ耐フル習慣ヲ養フヘシ  
は、常ニ艱難辛苦ニ耐フル精神ヲ修養スベシ

第四課 反省

一、反省



い、日誌ヲ作り一日ノ言行ヲ記入シ反省ニ供スヘシ  
ろ、他人ノ善キ事ハ之ニ習ヒ惡シキコトハ我カ身ニ  
反省シテ去ルヘシ  
は、人ノ忠告ハ喜ンテ受クヘシ

二、起坐の心得

い、座スルニハ先ツ左ノ膝ヲツキ次ニ右ノ膝ヲ下シ  
テ左ノ膝ニ寄セ之レト同時ニ臀ヲ下ロシ左足ノ  
拇指ヲ右足ノ拇指ノ下ニシテ端座シ兩手ハ静カ  
ニ膝上ニ置クヘシ  
ろ、座ヲ起ツコトハ先臀ヲ上ケ兩足ヲツマダテ踵ノ上  
ニ臀ヲ据ヘ左右ノ手ヲ膝ノ上ニ取り下座ノ方ノ  
膝ヲ少シ上ケ開キテ静カニ起ツヘシ

第五課 節制

一、食物調理に關する注意

い、肉類ナトハ能ク煮ルヲ宜シトス  
ろ、鶏卵ハ半熟ノ方却テ消化シ且滋養ノ功アリ  
は、牛乳ハ能ク沸騰サセテ用フヘシ  
に、銅鍋ハ使用セサル様ニスヘシ

第六課 謙遜

に、田畑等道ナキ處ヲ通過シ又ハ踏ミ荒スヘカラス  
は、流車人車鉄道等ノ往來ヲ妨害セントシテ危険ナ  
ル障害ヲナスヘカラス  
へ、測量標制札看板等ヲ汚損スル等ノ所爲アルヘカ  
ラス  
と、人ヨリ見ユル所ニテ裸體等ノ醜狀ヲ現ハスヘカ  
ラス  
ち、夜中放歌高聲ヲ發シテ街路ヲ歩行スヘカラス

第八課 言語

一、言葉遣ひの心得

い、言語ハ簡單コシテ明瞭ナルヘシ  
ろ、何事コトケ多辨ナルハ宜シカラス  
は、野卑ナル言語ヲ遣フヘカラス  
に、謙誠ヲ好ミテ人ノ感情ヲ害スヘカラス  
は、他人ヲ誹リ又ハ輕蔑スルガ如キ言語ヲ遣フヘカ  
ラス  
へ、詭言ヲ用ユヘカラス  
と、已レノミ物言ヒテ人ノ話ヲ止ムルカ如キコトア  
ルヘカラス  
ち、人ノ話ノ終ヲサルウチニ語り出ツルハ宜シカラ

一、先輩長者に對する心得

い、官廳公吏教師其他總テ名譽アル人ニ對シテハ相  
當ノ敬意ヲ表スヘシ  
ろ、先輩長者ト同行スルトキハ必ス後ヨリ從ヒ行ク  
ヘシ  
は、先輩長者ニ對シテハ意ニ滿チヌ事アリトモ妄リ  
ニ不平ノ言語容貌等アルヘカラス  
に、先輩長者ト同席スルトキハ常ニ下座ニ就クヘシ

第七課 品位

一、品位

い、常ニ心ヲ正シク保持スヘシ  
ろ、善ハ少ナリトモ必ス行フヘシ  
は、常ニ高尚ナル嗜好ヲ愛スヘシ

二、違警罪に關する心得

い、遺失物漂流物等ヲ拾ヒタルトキハ直ニ其筋ニ届  
ケ出テ決シテ隠蔽スヘカラス  
ろ、人家ノ垣屏等ヲ毀損シ又ハ樂書貼紙等ヲナスヘ  
カラス  
は、道路ノ妨害ヲナスヘカラス

ス

り、數人同席スル場合ハ成ルヘク滿遍ナク繼話スル  
様ニスヘシ

ぬ、人ノ話ヲ取リテ我得顔ニ物語ズベカラス

第九課 衣服

一、服裝に關する心得

い、服裝ハ質素ヲ旨トシ華美ニ流ルヘカラス  
ろ、儀式ノ席ニ列ナル時ハ相當ノ服裝ヲナスヘシ  
は、奇異ナル服裝ヲ真似ル如キコトアルヘカラス  
に、妄リニ流行物ヲ愛スヘカラス  
は、常ニ身分相應ノ服裝ヲナスヘシ

第十課 勤勞

一、物品節約の心得

い、紙切、糸切、反物切、竹折、折釘、木片、等ハ些細ナ  
ルモノナリトモ妄ニ放棄セズシテ儲ヘ置クヘシ  
ろ、紙ハ少シノ書損ジノ爲メ或ハ引割キ揉ミ捨ツル  
等ノコトアルヘカラス  
は、不用ナルモノハ例令如何ニ少シノモノニテモ之  
ヲ買ヒ求ムヘカラス

に、草履下駄等其臺ノ破レサル間ハ繕ヒテ使用スヘシ

### 第十一課 職業

#### 一、職業

い、人ハ必ス己ノ心身ニ適シタル一定ノ職業ニ從事セザルヘカラス  
ろ、一旦従事セシ職業ハ妄リニ換フヘカラス  
は、已レノ従事スル職業ハ専心一意全力ヲ其業ニ盡スヘシ  
に、他人ノ職業ヲ羨ムヘカラス  
は、職業ノ公私ノ區別ヲ誤ルヘカラス

### 第十二課 競争

#### 一、競争

い、一度競争ニ負ケタリトテ挫折スヘカラス  
ろ、一時ノ競争ヨリモ永遠ノ競争ヲ期スヘシ  
は、暴飲暴食ノ如キ有害無益ナル競争ヲナスベカラズ

### 第十三課 信用

#### 一、信用

モノヲ求ムルハ却テ不利益ナリ  
は、少額ナル金銭ハ無用ナルコトニ使用シ易シ注意シテ之ヲ避クヘシ

### 第十五課 規律

#### 一、規律を守る心得

い、時間ヲ正シク守ルベシ  
ろ、総テノ秩序ヲ守ルベシ  
は、整頓ヲ正シク守ルベシ  
に、校規ハ嚴守スベシ

### 第十六課 自立自營

#### 一、自立自營

い、自分ノ身ヲ修メテ教師又ハ他人ヨリ注意ヲ受ケサル様ニスベシ  
ろ、自身コトヲ處理シ得ル事項ハ教師ノ指揮ヲ乞フヘカラス

#### 二、手紙贈答の心得

い、人ヨリ手紙ヲ受ケタルトキハ直ニ返事ヲ發スヘシ  
又先方ヨリ時候ノ挨拶アラハ已レヨリモ之ニ應スル答禮ヲ缺クヘカラス

い、借用シタルモノハ約束ノ時期ヲ過ルベカラス  
ろ、約束ハ必ス履行スベシ  
は、何事コトモ正直ニシテ忠實ナルヘシ

#### 二、人の財産名譽秘密に關する心得

い、人ノ過失秘密等ハ妄リニ言フヘカラス  
ろ、人ヲ誹謗スルモノアルモ成ルヘク之ニ耳ヲ傾クヘカラス  
は、風説又ハ漠然ト人ニ聞キタルコトニテ人ノ名譽ニ關スルコトハ決シテ口外スヘカラス  
に、他人ノ財産ヲ羨ムヘカラス  
は、窃ニ他人ノ信書ヲ覗ヒ又ハ見ントスル等ノコトアルヘカラス

### 第十四課 金錢

#### 一、金錢使用上の心得

い、金錢ハ妄リニ使用スヘカラス  
ろ、公共ノ事業ニ要スル費用ハ分ニ應シテ快ク出金スヘシ  
は、慈善事業ニハ身分相應ニ出金スベシ  
に、物品ヲ買フニ當リ一時ノ出金ヲ恐レテ粗造ナル

ろ、手紙ノ認メ方ハ敬意ヲ誤ラズ様又郵税等ノ過不足ナキ様心掛クヘシ  
は、墨色ノ薄キハ物ニ意ヲ用エサルコトヲ示スモノニシテ人ニ對シテ失禮ナレハ弔問ノ外ハ濃キ墨色ヲ以テ書クベシ

に、巻紙ヲ用エル場合ニハ横ギ目ハ右ノ紙ガ左ノ紙ノ上ニアル様ニシテ表裏ヲ誤ラサル様ニスヘシ  
は、左右ノアケカハ凡ソ二寸許リトナスヘシ  
へ、天地ノアケ方ハ貴人ニハ天ヨリ地ヲ多クアケルヲ常トスレド普通ノ場合ニハ二三分ヲアケルヲコソトス

と、日附ハ本文ヨリ一字下ケ自己ノ姓名ノ上ニ書クベシ  
ち、連名ノ時ハ宛名ニ近キ方ヲ上ト心得ヘシ  
り、宛名ハツギ目ノ上ニ書クベカラス  
ぬ、脇附ハ身分ニ應シテ夫レノ用フルヲ普通トス

### 第十七課 學理の應用

#### 一、手紙贈答の心得(つゞき)

い、病氣見舞ニ「四」ノ字ヲ忌ミ婚禮ノ場合ニ「かへすく」「重ねく」ヲ忌ム等場合ニヨリ注意ス

へキコト多クレバ普通ニ考ヘテ懸シカラント思フコトハ成ルベク謹シムヲ宜シトス

る、巻紙ノ巻キ方ハ表ヲ内ニシテ終リノ方ヨリ巻クベシ  
(巻紙ノ巻キ方ハ表ヲ外ニスルヲ禮トスレトモ當時實際ハ否ラス)

は、封筒ニハ宿所ヲ明カニ書キ姓名ヲ中央ニ正書シ返信、至急、親展等ノ脇付ヲ書クヘシ  
裏面ニハ自己ノ姓名ヲ書シ封ジ目ニ「」又ハ「封」字等ノ文字ヲ書クヘシ

第十八課 修徳

一、修徳  
い、修徳ノ工夫ヲ凝ラシ人ノ毀譽褒貶ニ動カサレハル様ニスヘシ  
る、他人ノ善行ヲ訪ル様ノコトアルヘカラス

二、手紙贈答の心得(つゞき)

い、はがきハ文ノ長短ニヨリ文字ノ大小ニ注意スヘシ  
る、返信ヲ要スルモノハ往復はがき又ハ切手封入トナスヘシ

は、郵便物ヲ出サントスルトキハ其目方ニ注意スヘシ  
に、切手ノ汚損ハ無効トナル上ニ不足税ヲ課サレベケレバ注意スベシ

は、電信ヲ發スル時ハ成ルヘク手短ニ且ツ分リ易キ様文休ヲ認ムヘシ

第十九課 自己の發達進歩

一、自己に對する心得  
い、精神ノ修養ヲ勉ムヘシ  
る、身体ノ鍊磨ヲ怠ルヘカラス  
は、智識ノ活用スル様ニ心掛クヘシ

第二十課 交際の心得

一、年始、年末に關する心得  
い、年始ノ廻禮ハ三ヶ日中ニ付イテ午後四時前ニナヌヲ普通ノ禮トス  
る、年賀狀ハ自分ニテ認メ其宿所ハ明瞭ナルヘシ  
は、訪問及年始狀ノ答禮ハ速ニナスヘシ  
に、年末ニハ恩人ニ對シテ歳末ノ禮ヲナスヘシ

第二十一課 動物の取扱

一、動物を取扱ふ心得

(第二學年第十四課ノ一参照)

第二十二課 大日本帝國

一、皇室に對する心得

(第一學年第一課ノ一二三及第十五課ノ一第二學年第十八課ノ一参照)

第二十三課 忠君愛國

一、軍隊に對する心得

(尋常科第四學年第四ノ一第二十ノ一参照)

第二十四課 國民の務

一、家庭に於ける心得  
い、父母ニ孝ナルベシ  
る、兄弟ニ友ナルベシ  
は、祖先ヲ敬拜スベシ  
に、親族間ハ親愛ナルベシ  
は、夫婦ハ睦シクスベシ  
へ、婢僕ヲ憐愛スベシ

高等科第四學年作法

二、社會に對する心得

い、長者ヲ敬フベシ  
る、幼弱者ヲ補導スベシ  
は、社會ニ對シテハ禮讓ヲ重ンズベシ  
に、公德ヲ重ンズベシ  
は、各人互ニ本分本業ヲ全フテ他人ノ權利幸福ヲ害セサル様ニスベシ  
へ、同情心ヲ重ンズベシ  
と、公益ヲ圖ルベシ

第二十五課 國民の務

一、國民の國家に對する心得  
い、自己ノ心身ヲ發達セシムヘシ  
る、國體ヲ發揮スベシ  
は、國憲ヲ重ンズベシ  
に、國法ニ遵フベシ  
は、租税ノ義務ヲ怠ルベカラス  
へ、兵役ニ服スベシ  
と、愛國心ヲ確守スベシ

第二十六課 自治體

一、町村に對する心得

(第三學年第二十三課ノ一參照)

第二十七課 議員選舉

一、選舉

い、選舉ハ大切ナルコトナレバ安リニ棄權スベカラス

ろ、選舉スルトキハヨク熟慮シテ適當ナル人物ヲ舉グルコトヲ注意スベシ

は、如何ナルコトアリトモ已レノ所信ヲ枉クヘカラス

に、選舉ノコトヨリ親族朋友間ノ交誼ヲ破ルカ如キコトアルヘカラス

二、卒業後的心得

い、卒業後學校コ入りテ學問スルモノハ能ク校規ヲ守リテ勉勵スベシ

ろ、家ニアルモノハ専心家事ニ従事シ暇アルトキハ

復習スベシ

は、世ノ惡風ニ染マリ多年練磨セシ智識ノ光リヲ薄ラシヘカラス

第二十八課 よき日本人

一、過去四年間の総復習

い、皇室に對する心得

ろ、國家に對する心得

は、社會に對する心得

に、家族に對する心得

は、自己に對する心得

(注意 各學期末教材は尋常第一學年に準して授クベシものとす)

# 作法補遺

## 皇室典範

第四章 敬稱

第十七條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王妃、女王、ノ敬稱ハ殿下トス

第七章 皇族

第三十條 皇族ト稱スルハ太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王、ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王、女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王、女ヲ女王トス

●明治二十五年五月十日栃木縣訓令甲第五十一號  
最敬禮ノ式ハ帽ヲ脱シ体ノ上部ヲ前ニ傾ケ頭ヲ垂レ手ヲ膝ニ當テ、敬意ヲ表スルモノトス但女子洋服着用ノ節ハ脱帽ノ限リニアラズ

●明治二十一年十月十六日栃木縣訓示第三十號  
神節ハ風致ノ興廢ニ關スルモノニシテ教育上緊要ノ一事ニツキ公私立學校生徒ノ禮式ハ自今左ノ要項ニヨリ施行候様取計フベシ

生徒禮式要項

- 一、尊長ニ對スルトキハ直立シテ姿勢ヲ正シシテ手ヲ垂レ眼ヲ敬禮スヘキ人ニ注キ以テ体ノ上部ヲ少シク前ニ傾クベシ
- 帽ヲ冠スルトキハ右手ニテ帽ヲ脱シ其ノ裏面ヲ外ニ見ハサザル様ニシテ左手ト共ニ垂ルベシ
- 其他前ニ全シ但女子ハ帽ヲ脱スルヲ要セス
- 行進中ニアリテハ先ツ歩ヲ止メ前ノ如ク敬禮スベシ
- 一、同輩ニ對スルトキハ頭ヲ少シク前ニ傾クベシ
- 帽ヲ冠スルトキハ帽ヲ脱スルニ止ムベシ但女子ハ帽ヲ冠シタルマ、頭ヲ少シク前ニ傾クベシ
- 行進中ニアリテハ行進シテナガラ前ノ如ク敬禮スベシ

●文部省令第十四號施行規則摘要(明治三十三年八月十一日)

第二十八條 紀元節天長節及一月一日ニ於テハ職員及兒童學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フベシ

- 一、職員及兒童(君か代)ヲ合唱ス
- 二、職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シテ奉リ最敬禮ヲ行フ

- 三、學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス
  - 四、學校長ハ教育ニ關スル 勅語ニ基キ聖旨ノアル所ヲ報告ス
  - 五、職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス
- 御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認めタル御影ヲ奉戴セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ關シ又唱歌ヲ課セサル學校ニ於テハ第一號及第五號ノ式ヲ關シコトヲ得

明治四十年六月廿二日印刷  
明治四十年六月廿五日發行



# 私立河内郡教育會

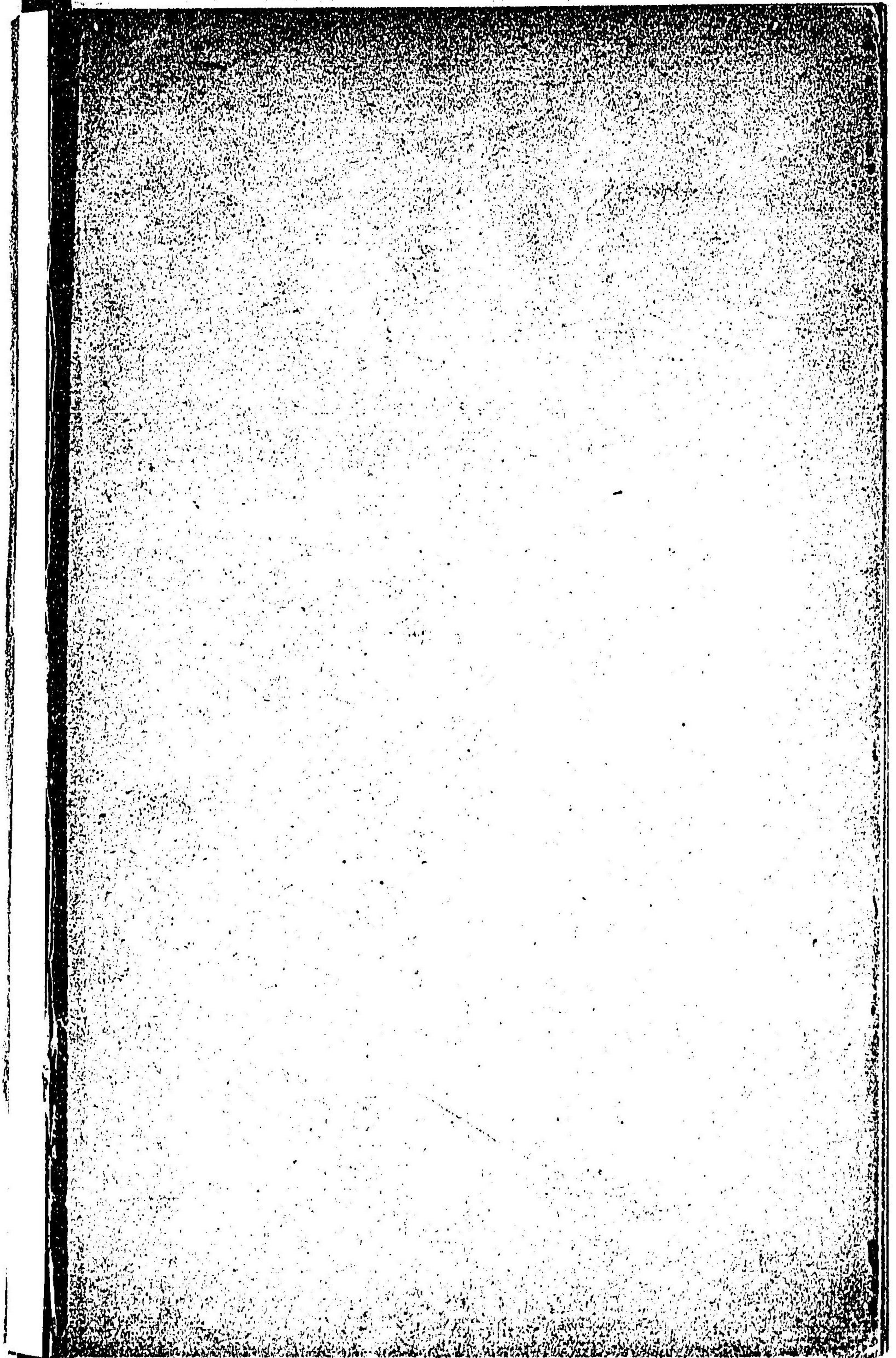
代表者 梅村 寬 逸

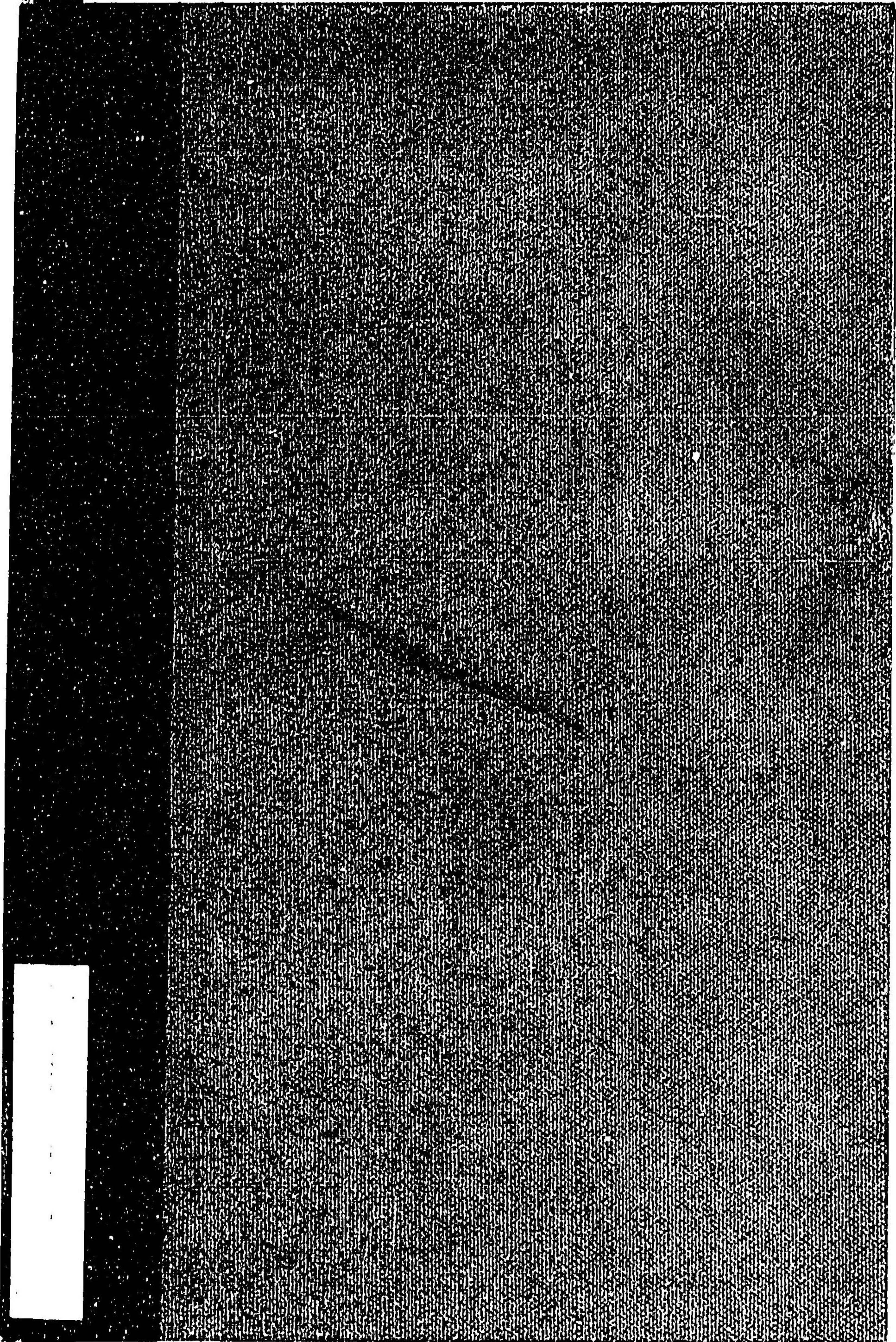
印刷人 福田 安吉

印刷所 福田活版所

栃木縣宇都宮市通二條町四十五番地







特23

386

小學校作法書

国立国会図書館

012050-000-4

特23-386

小学校作法書

宇都宮私立河内郡教育会

M40

AAG-0106

